

午前10時12分 開議

議長（島原正嗣君） おはようございます。ただいまから平成8年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において22番 和気 豊君、23番 林 治君の両君を指名いたします。

なお、19番 藤平サト子議員からは遅刻の届け出が出ておりますので、報告をいたしておきます。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題といたします。

初めに、20番 松本雪美君の質問を許可いたします。松本君。

20番（松本雪美君） 皆さんおはようございます。日本共産党の松本雪美でございます。1996年第1回定例会で一般質問を行います。

さて、今、国会は住専処理問題をめぐって国民の怒りが爆発し、予算委員会も開けない状態になっていますが、予算委員会の正常化をし、徹底審議を尽くして、母体行の責任を明らかにするべきであります。

さて、こうした状況の陰で、もう1つ人間の命の尊厳の重みをこんなにも悲しい事件で知らされ、国民の怒りと涙を誘っているエイズ感染問題があります。私は、一般質問に入る前に、このエイズ問題で一言皆さん方に聞いていただきたいと思っております。

ミドリ十字などの製薬会社がエイズウイルスが混入しているアメリカからの輸入をした非加熱製剤を販売し続けたために、現在も2,000人もの血友病患者がエイズに感染し、毎日死の病と闘っています。患者と家族はエイズウイルス感染の危険が十分に予測されたにもかかわらず、危険な製剤を売り続けてきた製薬会社を、そしてそれを許した国の責任を追及し続けてきました。89年5月には大阪で、そして同じく10月には東京でエイズ訴訟が起こされ、95年の10月には両地裁では国と製薬会社の責任を明確に認めて和解を提示し、そしてことしの2月26日は菅 直人厚生大臣は国の責任を初めて認めて、原告らに謝罪をいたしました。

さらに、2月21日には厚生省は、元厚生省エイズ研究班の生物製剤課

長の現東大医学部教授の7月4日付の個人ファイルを公表し、アメリカの原料で用いた血液製剤は危険だから取り扱わないようにと指導をしていたのにもかかわらず、11日には非加熱製剤の一部輸入禁止は行わないと突然変更、このことにより、エイズウイルスの混入した非加熱製剤が医療現場に持ち込まれ、多くの人を苦しめ、生命まで抹殺してしまう、こうした悲しい結果になってしまいました。まさに殺人に等しい行為ではありませんか。輸入禁止が解かれるまでの1週間に一体何が起こったのでしょうか。国民の生命より製薬企業の利益が優先された、こんなことがまかり通っているのでしょうか。

ミドリ十字には厚生省から5人が天下っているということ、エイズ対策中心人物はミドリ十字の製薬企業から巨額の献金を受け取っていること、さらには82年から94年まで自民党や新進党、そして厚生族の大物である橋本龍太郎現首相など、多額の献金を受け取り、ゼネコン事件や住専問題と同様に政・官・財の癒着構図が薬害エイズ問題をめぐってもその姿が浮き彫りにされてきました。

このような被害を二度と再び起こさせないように徹底した真相究明をするとともに、関係者の証人喚問などを強く求めるものであります。

さて、一般質問に入らせてもらいます。

大綱1点目は、教育問題です。

1989年11月10日、国連では子どもの権利条約が採択され、これを受けて1994年4月に日本政府もこれを批准いたしました。子どもの権利条約は、子供の最善の利益を保証するために、子供を保護の対象にするにとどまらず、権利の主体者として子供自身の権利の行使、参加を保証する画期的意義を持つものであります。

今、世界の子供たちは戦争や暴力、人種差別、貧困、栄養不足、環境破壊、売春、虐待など深刻な状態に置かれています。日本の子供たちも激しい受験戦争や体罰、管理主義教育、環境破壊、ゆがんだマスコミ文化などの中にあり、決して人間らしく生きる権利が保証されているとは言えません。子どもの権利条約は54条から成っており、こうした子供たちの実態を改善し、すべての子供たちが権利の主体者として生きることができるように、子供も人間らしく生きることができる権利、そのために行政や大人のしっかりした保護を受ける権利、子供たちの意見を表明する権利、年齢

にふさわしく学び、発達する権利、また社会参加する権利などなどがうたわれています。

私たち大人は、子どもの権利条約のこのような精神をしっかり受けとめて、すべての子供たちが命輝かして生きることができるように努力せねばなりません。しかしながら、現状は子供の自殺のニュースは後を絶ちませんし、登校拒否の激増、いじめ、落ちこぼれ、子供の権利を無視した体罰や規則づくめの教育など、解決せねばならない問題が私たちの目の前には山積みされています。今こそ子どもの権利条約の基本的精神、原則に立ち返って行動を起こすときではないでしょうか。人間の歴史を創造していく子供たち、地球を守る私たちの後継ぎ子供たち、日本の将来を背負った子供たち、そしてこの泉南市の将来を背負った子供たちの豊かな成長を願わずにはられません。

このような立場から今この泉南市の教育現場を見たとき、改善せねばならないことが山ほどあります。自殺者を出していないからといって安心できない、内在しているいじめ問題をどういうふうに取り組んで解決をしていくのか。体育館のない信達小学校など、バスケットやバレーボールなど室内競技もできないそういう状況、くさい、くさい便所を使わざるを得ない子供たち、ストーブもない教室の授業を受ける子供たちの状況、壊れた楽器が放置されていること、古い本でいっぱい図書室、わずか13万円の図書費では新刊書数十冊しか買えない、辞書も買えない状況、セーターはブラウスの中に着なくては朝礼に参加できない、真冬に朝のふき掃除でかじかんだ指で朝の1時間目の授業は字が書けない。子供たちは、こういうような状況を家に帰ったときはあふれるようにお母さんたちに話すそうであります。

泉南の子供たちを教育していく担当者として、このような父母の皆さんや子供たちの訴えをどのようにこの泉南市として取り上げていくのでしょうか、お答えください。そして、子どもの権利条約を教育の場にどう生かすかが問われていると思います。どんどん日が過ぎていきます。子供たちは待ってはくれません。今このときやらねばならないことを放置することは、子供たちの正常な発達を妨げることになります。この点についてどうお考えでしょうか。

大綱2点目は、まちづくりと開発行政についてであります。

その1は、大苗代地区のマンション建設問題ですが、昨年12月議会で、私は海宮宮池の堤を削り取る仮設道路の設置は危険であり、すぐ撤去せよと大苗代地区の住民の怒りの声を代弁しました。今日までの市の対応、そして業者や区への対応などの経過なども含めて、今後のマンション建設問題についてお答えください。

その2は、幡代地区の住宅開発問題ですが、株式会社岸煉への対応は全く不誠実です。丸裸にされた山肌は痛々しく目に余ります。周辺住宅にも迷惑をかけている様子ですし、雨の多い季節を前に一日も早く業者にその対策をさせるべきではないでしょうか。

その3は、泉南市の歴史資産である海会寺史跡公園と埋蔵文化財センターの周辺の環境保護についてですが、パチンコ店が建設され、目に余るような状況が浮き彫りにされてきました。建物の背丈より高いのではないかと思うようなゴリラが前に座るそうです。地上34メートルの高さのネオン塔がそびえ立って、その隣に国の重要文化財の指定を受けた国宝を展示する埋蔵文化財センターの施設が建設されています。何ともこの埋蔵文化財センターのイメージがダウンする、本当に残念な状況であります。一体この状況をどのようにお考えでしょうか。また、今後海会寺史跡遺産を守り、周辺の静かな自然環境維持のために、景観条例を制定することについてもお答えください。さらに、前議会で検討を約束していたパチンコ店出店規制条例制定についてもお答えください。

その4は、和泉砂川駅前再開発についてであります。

57年に初めて和泉砂川駅樽井駅周辺整備基本構想が策定されてから今日で14年を迎えます。駅前の周辺住民にアンケート調査をし、再開発事業の施設設備の調査や道路計画の検討調査など、今では調査費は総計で1億1,400万円を費やしてきました。そして、開発区域内の用地、代替地と、そしてアクセス道路用地としての周辺用地の買収額も総額にして23億円にもなっています。そのうち銀行から借金をしているのは19億7,400万円という状況です。マンション建設デベロッパー6社から再開発を取り巻く事業環境の泉州地域のマンション市場でのヒアリングを行ったという市の都市計画課の報告であります。こうした状況のもとで、この和泉砂川駅前再開発の状況について今後どうするのか。もうバブルが崩壊して土地の値段なんかも大暴落をして、当時のB調査をしたときから見て半

値になっているという状況、こういう状況のもとで、もう再開発事業計画は体をなさない状態になっています。この点についてどのようにされるのでしょうか。

大綱第3点目は、女性問題についてです。

その1は、男女平等に関する意識調査がまとまり、興味深く読ませてもらいましたが、以前のものとは違って、詳しくいろんな状況が整理されていると思います。今、この泉南市でも女性が生き生きと活動でき、そして仕事もでき、いろんな趣味の活動なんかも含めて多くのグループが活動できるようにしていくために、何としてもこの女性問題をもっと充実して取り組んでいくべきだと思います。再就職をし、自分らしく生きたいという願いを持っている女性もたくさんいるという結果も出ています。

今、このような女性の要求にこたえて、このような問題を整理して、そして具体化していく場所として、女性センターの設置をぜひとも要望したいと思うところであります。その点についてお答えください。

大綱4点目は、ごみ減量とリサイクル問題についてであります。当泉南市では一般廃棄物処理基本計画づくりはどのようになっているのでしょうか。そして、ごみの半分を占めると言われるプラスチックや発泡スチロールなどの分別収集について、今後の対策をどのように講じていかれるのでしょうか、お答えください。

質問は、以上であります。長いですから、お答えは簡単にさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） ただいまの松本議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 松本議員の御質問のうち、女性問題についての基本的な部分について私の方から御答弁申し上げます。

「せんなん女性プラン」の実施計画の策定並びに充実については、あくまで施策の基本方向を示したものでございまして、各重点目標に係る具体的施策の推進は、実施計画に位置づけられるものでございます。

実施計画の策定に当たりましては、女性問題に係る本市の実態を適正に把握する必要があるとの認識のもとに、平成7年度に今後の女性施策推進の基礎資料を得るため、「男女平等に関する市民意識調査」を実施し、報告書として取りまとめるとともに、その結果のあらましを市民の皆様方に

御理解をいただくため、先般啓発リーフレットとしてお示しをしたところでございます。

今後、女性プランのもと、市民意識調査の結果を踏まえるとともに、女性問題の視点から現行施策の見直しを行い、また広く市民の声を拝聴し、継続する施策、充実を図る施策、新規に実施する施策等、先進市の取り組みをも参考としながら、女性政策の体系化とその充実を図り、平成13年を目標年次とする実施計画の策定に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

なお、女性サロン等その他の御質問については、担当部長より御答弁を申し上げます。

議長（島原正嗣君） 丹羽教育指導部長。

教育指導部長（丹羽 久君） 松本議員さんからお尋ねをいただきました教育行政のいじめ問題あるいは教育内容の充実等にかかわってまいります学校図書あるいは備品の関係等で、私の方から御答弁を申し上げます。

先ほど議員さんから御案内をいただきましたとおり、子どもの権利条約、これは1994年5月22日をもって国内法としての発効をいたしたものでございます。確かに、御案内をいただきましたとおり、子どもの人としての尊厳、こういったことをまずは認める重要な部分と同時に、子供が社会参加をしてまいります権利等も保障する、あるいは大人、社会から子供が保護される権利、こういったものを相対的に盛り込まれた重要な条約であるというふうに認識をいたすものでございます。

そういった状況の中で、なおかつ先ほど御指摘をいただきましたとおり、学校現場にあります社会問題化いたしておりますいじめの問題、これは随分と皆様方にも御心配をいただき、また子供たちが一日も早く従来本来的には子供本来の姿で学校生活を充実して送れるという状況をつくるのが、私どもの責任かというふうに考えておるところでございます。

そういった中では、特にいじめ問題につきましても、私どもの市内の状況を見てまいりますと、特にマスコミで取り上げられております自殺、こういった極端な状況としてはあらわれていないとはいえ、これはいつ学校現場で起こっても不思議でないといったような状況の認識をいたすものでございます。

そういった意味では、従来から文部省あるいは府教委からこのいじめ問

題の解決と、こういったことでは常に指示を受け、また私どもも子供の近くにおります学校現場での取り組み、こういったことで改めて日常の教育活動そのものを点検していくよう指示もしながら、一人一人の子供の実態、状況等の把握、この辺で指示をしまいでございまして、

今後ともこの問題につきましては、さらに日々の子供たちの状況等を把握していくよう、さらに指導を進めてまいりたいと存じます。

また、子供たちの生活をしております学校現場での教育条件整備、この辺の御心配等もいただいたところでございまして。そういった意味では、教材が古くなっている、あるいは故障した状況のものについては、教材備品費等の配分をいたしながら、新たに古くなったものを取りかえながら、また今の今日的な状況に合わせた備品の新たな購入、こういったところもやっただけでございまして。ただし、今の状況の中で決して十分であるというような認識はいたしていません。

また、図書費の問題につきましても、現在の予算配分の状況で十分でないといったような状況等も認識はいたしてございます。確かに、地方交付税の中で配分されてるやには聞いておるんですが、この状況の中からさらに現在、教材備品費として配分をいたしてございます予算を有効的に使いながら、学校の実態に即した予算運用のできる状況等も指示してまいりたい、こういったように考えておるところでございまして。

また、それぞれの学校のストーブあるいはストーブのない教室と、こういった状況の中で、これも冬場には子供たちの身体的な状況等も十分考慮しながら、予算配分をいたしてございます状況の中で、子供たちの実態につくようこの辺も今後とも指示をしまいでございまして。

まだまだ皆様方に御満足のいただける条件整備等も十分にできていないことも承知はいたしてございますが、現状の中でより子供たちに教育効果の上がる状況、こういったことも今後とも求めてまいりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 私の方から、議員御指摘の教育行政のうち、若干教育現場の施設の不備な点、御指摘ございました。改善についてのお答えを申し上げたいと思います。

毎年教育費の予算の約1割程度、ことしにつきましては約3億程度でございますが、教育施設の改善、改修、設備の更新ということで予算計上いたしております、実施をしておるところでございます。何分昭和50年前後の第2ベビーブームのときに建設をいたした教育施設でございます、大変老朽化が進んでおるところでございますが、今後とも子供たちが十分教育を受けられる環境、これについては当然古くなってくるんですから、さらに配慮しながら教育施設の改善については努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私の方から、開発行政についての御答弁をさせていただきます。

まず、大苗代のマンションの関係でございますけれども、大苗代地区に計画をされております共同住宅の開発につきましては、平成3年5月に都市計画法第32条の協議が成立いたしております。しかしながら、区域外配水管埋設ルートの変更がございまして、都市計画法第32条の変更に当たりますので、関係部局と協議をし、協議が成立いたしました。また、同意が得られていない隣地権利者と引き続き十分協議をするとの確約もできましたので、平成8年1月に都市計画法第32条の変更協議を終えております。平成8年の1月26日に都市計画法第29条に基づきます開発申請を受けつけております。現時点では経由はいたしておりません。今後ともこの開発に対しましては、関係法並びに開発指導要綱に基づいて行政指導をしてまいりたいというふうに考えております。

それと、開発に関連いたしまして工事用仮設道路の件でございますけれども、昨年一部着工があったということで12月議会で松本議員の方から御指摘がございまして、その後、そのときの話といたしましては、池の堤の使用について危険であるという御指摘がございました。いろいろ調べてまいりますと、水利並びに耕地事務所の方で技術指導を受けておったわけでございますけれども、所管の産業経済課の方には技術指導は受けていないということの中で、議会が終わってから耕地事務所の方へ再度その確認と、技術指導についての内容につきまして確認に行っていました。

その中で、条件としてどういうものがあったかということの中で、最終的には工事に係る期間すべて、約1年ぐらい利用するという状況の中で、

堤体について安全かどうか。そうなりますと、満水時にも利用するという
ことでございますので、その辺につきまして安全かどうかの再度のチェッ
クをお願いしたいということで申し入れをしたわけでございます。

その中では、耕地事務所の方からは、池をつくったときの担当というん
ですか、本庁の方でも担当がおるということで、その辺の確認の中で再度
チェックをしてということの返事がございまして、その後耕地事務所の方
から私どもの方に返事が来る前に、開発者と耕地事務所が話をし、開発者
に対して行政指導をしていただいたという結果がございまして。その結果と
いたしまして、現在工事が終わっておりますけれども、仮設道路の工事に
つきまして開発者の方で撤去をしたということでございます。

その撤去につきましては、2月の8日から2月20日までの工程によっ
て撤去をいたしております。撤去工事の現場につきましては、私ども並び
に耕地事務所、地元水利関係が立会をさしていただいて確認をいたしてお
ります。

以上がマンションに係ります経過でございます。

それと、幡代の住宅開発についてのことでございますけれども、当開発
につきましては、平成7年10月の中旬から11月初旬まで造成工事を行
い、現在工事は中断をいたしております。現状のままで放置をいたしま
すと、特に防災面で開発地からの雨水及び土砂流出が予測されるというこ
とでございます。

この件に関しましては、開発許可権利者でございます大阪府と協議を行
いまして、適切な防災措置を講ずるよう行政指導をいたしてまいっており
ます。現在の造成でも一部遊水池をつくっておるわけでございますけれど
も、規模が小さいという状況の中で、具体的には府と協議をいたしまして、
大阪府の方も河川課等との協議を行った結果、約650立米の調整池が必
要であるということで、開発者に対して指導し、早急に防災工事の計画書
を提出するように指導いたしております。

そのような指導によりまして、去る2月20日に防災工事の計画図面が
提出されております。この計画に基づきまして一日も早く工事ができるよ
うに、完了するように、私ども市と府と連係をとりながら、地元の区民の
皆様方に御迷惑のかからないように引き続き強い指導をしてまいりたいと
いうふうに考えております。

次に、埋蔵文化財センターの横のパチンコの関係でございますけれども、まずパチンコの経過でございますが、平成7年の10月2日に事前協議の受け付けをいたしてございまして、その後開発審査会、それとホテル等審議会を経て最終建築確認の返却が平成7年12月でございますが、その中で開発審査会が3回、ホテル等審議会を1回開いております。

そういう状況の中で、埋文センターが横にあるということで、いろいろ議論をさしていただいたわけでございますけれども、その中でホテル等審議会の中で、埋文センター側については景観に配慮するよとということの意見が出ております。

そういう状況の中で、我々といたしましても景観に対して配慮してほしいということで、建物についてはおとなしい色にと。埋文センター側でございますけれども、白を基調としたものにしてほしいという指導、それと埋文センター側に接する面については一部和風的な感じにしてほしいということと、広告塔につきましても当初の計画より低くしてほしいということと、ネオンについてはフラッシュ並びにサーチライト等は使用しないよとということの指導をいたしておるのが状況でございます。

次に、景観条例の関係でございますけれども、御質問の景観条例の関係でございますが、海会寺史跡公園文化財センターの建設に伴って、周辺的环境を守るために景観条例についての御質問にお答えしたいと思います。

御指摘の海会寺史跡公園文化財センターにつきましては、本市の中でも歴史的に見て非常に重要な施設の1つであるというふうに認識をいたしておるわけでございます。

さて、景観に関する条例の制定でございますけれども、現在各市の状況といたしましては、大阪府下で3市が、要綱制定として7市がそれぞれ制定をいたしております。その内容といたしましては、重点的に都市景観の形成を図る必要がある地区を市長が都市景観形成地区に指定をし、指定地区内において建築物の新築、増改築、大規模な修繕、修景、模様替え等を行う事業者に届け出等を求めて、定められた景観基準に基づいて指導を行うこととなっております。

景観基準につきましては、環境の整備に関する事項、境界領域の整備に関する事項、建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、色彩、材質等に関する事項等をそれぞれ地域に応じた独自の基準を設けることとなつて

おります。

今後、泉南市におきましても良好な町並み景観を形づくるについては、景観形成の主体となる市民、事業者及び行政が景観形成の必要性を理解し、それぞれの役割を適切に担いつつ、お互いに協力しながら進めていくことが必要であるものというふうに考えております。

景観形成活動を根づかせるためには、市民、事業者の自発的、主体的活動が不可欠でありますので、市民団体の活動等を利用して意識調査を行いつつ、景観形成の啓発、PRを進め、市民の景観形成に対する意識が向上するよう誘導する必要があるというふうに考えております。

こうして市民の意識が向上した時点で、市民、事業者の景観形成活動の支援、助成を行い、行政主導により市民主導へ転換し、良好な地域景観への主体的な形成と維持活動が展開される段階で景観形成に関する条例または要綱を制定し、具体的に規制、誘導、支援を行うこととなります。

条例または要綱を制定するには、以上のプロセスを踏む必要があると同時に、市職員の景観意識形成、技術を向上する必要があります。今後は景観形成について諸問題、行政が行うべき事項等、他市の事例等を調査研究をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

それと、パチンコ店出店の条例の関係でございますけれども、昨年12月議会で御答弁さしていただいておりますけれども、現在事業部の方でその辺の資料等を集めていろいろと議論をしているところでございます。ある程度考え方がまとまりますと、所管の協議会等に御相談を申し上げたいというふうには考えておりますが、もう少し時間がかかるというふうに考えております。

次に、和泉砂川駅の関係でございますけれども、お答えをさせていただきます。

和泉砂川駅周辺につきましては、既に御承知のとおり本市山側の都市核として位置づけ、駅前広場、道路等の公共施設や都市核にふさわしい施設建築物等の整備のために市街地再開発事業に取り組んできたところでございます。

しかしながら、昨今のいわゆるバブル崩壊という経済情勢の悪化等によりまして、事業化案の見直しを余儀なくされ、事業環境の的確な把握のも

と、可能性のある事業化案の確立を目指して平成6年度より事業方針の再構築に取り組んできたところですが、再開発を取り巻く事業環境は依然として厳しく、事業化の案が確立できない状況にあります。

したがって、本市の当面の取り組みといたしましては、事業環境の把握に努めるとともに、事業環境下における適切な事業手法の検討を行うなど、地元準備組合の駅前整備に対する理解と協力を確認しながら、今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 女性問題のうちの女性センターの設置につきまして御答弁させていただきます。

女性センターにつきましては、「せんなん女性プラン」におきましては重点目標として5項目がございます。その5項目めの推進体制の1つといたしまして、市民の積極的参画と活動拠点の創設の中で、今後の基本的な方向づけをいたしてございます。

「女性プラン」に基づく実施計画の策定とその具体的推進やその評価に当たりましては、市民と行政の連携が重要でございます。また、女性政策に対します積極的な参加、参画を促進するためには、市民の意識啓発、各種団体・グループの育成、ネットワークづくりが必要であります。その一環といたしまして、本年は女性問題アドバイザー養成講座を新たに計画いたしております。

そうした取り組みとともに、女性問題の解決にはともに学び、考え、活動や交流が進められます活動拠点が必要でございます。必要機能の検討等、今後の課題といたしまして受けとめさせていただきたいと思っております。

御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） ごみ減量とリサイクルについてお答えいたします。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律が制定され、一般廃棄物の中で大きな割合を占め、また技術的にその再資源としての利用が可能な容器包装について、関係者の適切な役割分担の下で容器包装廃棄物の分別収集、再商品化等の促進を図る新たなシステムが導入されたと

ころでございます。同システムに基づき、容器包装廃棄物の減量化、再資源としての利用に積極的に取り組んでいるところが必要であります。これに伴い、平成9年4月から7品目——スチール缶、アルミ缶、白ガラス瓶、茶ガラス瓶、その他のガラス瓶、飲料用紙パック、ペットボトルの分別収集の施行を行う予定でございます。

その中で、既に本市においては缶、瓶、飲料用紙パック等の一部の分別収集を実施しており、残りのペットボトルの分別収集につきましては、収集形態や焼却工場でのストックヤード等の問題等いろいろある中で、現在一般廃棄物処理基本計画の策定の中で泉南市、阪南市、清掃事務組合との3者において検討中であります。また、その他のプラスチック製容器包装は平成12年施行となっており、これもまた一般廃棄物処理基本計画に取り組んでいき、減量化、再資源化を行っていきたく思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） ごみの問題は、先にお答えしといていただきたいなと思うんですが、大阪ごみ問題研究会がアンケート調査をしまして、そのときに泉南市が出してくれた回答の中に、96年からペットボトルの回収をするということでお答えをしているんですけど、その実施については、アンケートに答えたということは、やるということでしょう。ちょっとそれを答えてください。

議長（島原正嗣君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えいたします。

96年からペットボトルを回収するという計画で進んでおりましたんですけども、先ほどもお答えしましたように、ごみ処理基本計画とそれから泉南清掃事務組合、阪南市、泉南との3者によりますいわゆるストックヤードというんですか、それがちょっとおくれておりますので——おくれていたのはその点であると、かように思っております。よろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） ごみがどんどんふえている状況の中で、プラスチック製品がリサイクルされるということは、ごみが減ることありますし、また大切な燃料を節減していくことにもつながります。アンケートに答え

られたんですから、そのことをぜひ実践できるような方向というのは私たちの願うところですが、基本計画についても今策定中ですから、当然その中で実践できる時期を一日でも早くしていけるように、これは強く要望しておきます。

あと、教育問題に入らしてもらいたいと思うんですが、現在、泉南市でいじめの件数、また登校拒否の児童の状況など出していただいたんですが、その中でいじめの件数が小学校で1件、中学校で5件、それから登校拒否の児童は小学校ではなし、中学校では27と、こういう数字が出ています。そしてまた、泉南市の教育委員会が今開設している教育相談所ですね、そこへ相談に来られた方たちの中では、電話と来談を入れていじめが13、登校拒否が電話と来談を入れて10件、こういう——重なってる部分もあると思うんですけれど、こういう数字は現実には起こった数字ということではなくて、たまたまどうしようもできないから相談に来られたという数であって、本当はもっともっと多くいろんな問題を抱えて苦しんでいらっしゃる方たちの件数というのは、内在してると思うんですね。

特に、先日から例えば愛知県で起こった大河内清輝君、それからまた新潟県で起こった伊藤 準君、千葉県で鈴木照美さん、こういう方たちが自殺をしてしまったと。こういう状況のもとで、大河内君はもっと生きたかったと遺書を書きましたし、そしてまた伊藤 準君は、いじめられてたと書いたけれども、いじめの報告は教育委員会にはされてなかったと。さらに、鈴木照美さんは担任の教師に相談をして、そして担任の教師からいじめた人たちにもちゃんと謝ってもらえるように、理解してもらえるような指導をしたということで解決の報告がされていたということですね。でも、実際には解決されていなかった。こういう状況です。

だから、この人たちだけではなくて、本当に大変な悩み、いじめられて苦しんでいるそういう子供たちが、必ず言葉に出せない、表に出せない人たちがたくさんいると思うんですね。だから、そういう子供たちの本当の実態をどうしても教育委員会や学校側がしっかりつかんだ上で指導していかなければならないと思うんですね。そうすれば、もっと具体的に何をしたらいいかということが浮き彫りにされるんじゃないかなと、私はそう考えるんです。

それから、最初に読み上げたところでも書いていましたように、子供た

ちが親に訴えた中身ですね。こういう中身については、子供たちが毎日の生活の中で自然発生的に親に話ししてるわけですね。だから、これが実際学校側がどのようにつかんでおられるのかなと思って、私は全くこれをつかんでおられないというのであれば問題だなと思うんです。

例えば、私たち大人が、男の方はカッターシャツを着てネクタイしてますけれども、カッターシャツの中にセーターを着て毎日仕事ができますか、運動ができますか。アトピー性皮膚炎で汗をかいてかい、かいと、ちょっと動いただけでもかい、かいというようなことが起こるような、そんなことはやっぱり不自然でしょう。それから、楽器でさえ壊れていることをわかっていながら子供たちに使わせているのか、それともわからないのか。

こんな問題が子供たちから親に伝えられるというのは、やっぱりぐあいが悪いと思うんですね。だから、そういう点ではぜひとも改善をしてほしい。朝のふき掃除の雑巾を絞った後のかじかんだ手で鉛筆が持てない状況もあるという、こういうことをしっかりつかんで、それが私、今子供たちの実態の調査やと思うんです。いじめだけではないですよ。いろんな問題を抱えている子供たちに、本当に子供たちの状況をしっかりとつかんで、プロとしての指導的立場に立っていただきたいと、そう思うので、この点ではぜひとも改善できる部分は改善していただいて実態調査をしてください。

それからもう1つ、一番問題は、やっぱり学校施設の問題やと思うんですね。信達小学校が建設されたのは昭和41年だと、そういうふうに思っています。30年目かなと、そういうふうに私は思っているんですが、当時古い建築の設計だったのか、男の子のおトイレは、おしっこをしたらそれを受ける便器があるんですが、その便器から裸で便つぽに流れる形になってるから、すぐに水を流さないと、乾いてしまうとおいがしみついて臭くて、臭くてもうたまらない状況なんですね。常時水を流してればそんなことは起こらないですけども、去年なんかすごく雨がないうちなんかは水も流せない状況もあったでしょうし、また意識をして水がもったいないから流してないという状況もあるかもしれませんね、経費節減のために。だから、やっぱりこういう問題はもっと真剣に取り組んで、本当に子供たちの権利として毎日学校で生活しやすい状況をつくってあげるのが行政の立場やと思うんです。それから、体育館もありません。講堂ですね。球技ができないようなとき、雨が降ったときはどうするんでしょうか。運動場

で体操ができないでしょう。どうするんでしょうか。

そしてまた、去年は阪神大震災も起こりました。そのときに、阪神地域のことを見ればわかるように、学校は避難場所になってたでしょう。以後防災の強化がうたわれてきましたし、学校が避難場所になった、そんな状況のもとでこういった中途半端な、防災上問題のある施設が避難場所になるということも、これも問題の1つですわ。

こういうことを考えたとき、市長としてどのように判断されるのか。私は基本的な立場として教育施設の整備について、これは信達小学校だけではありませんよ。お答えください。泉南市全体の問題としても取り上げていただきたい。信達小学校のことについても考え方を示してください。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 教育施設の整備の部分でございませけれども、大規模な改修の場合と、それから今御指摘ありましたように、先生は以前から便器の問題もおっしゃっておられましたけれども、そういう身近なといえますか、比較的児童・生徒が使う場合の問題点の提起とかいろいろあると思います。

それらについては、やはりその実態を十分つかんで、改善すべきところは改善していかなければいけないというふうに考えております。教育施設のことでございますので、予算との関係もございませけれども、教育委員会でそのあたりの整理をいただいて、そして御指摘のあるような、特に衛生面にかかわるような部分については、やはり積極的に対応していく必要があるんじゃないかと、このように考えております。

議長（島原正嗣君） 丹羽教育指導部長。

教育指導部長（丹羽 久君） 御指摘をいただきましたより子供たちの近くで、子供のサイドで起こっている問題、先ほど来からお話をいただきましたように、教材の傷んでいるものがわかったままで使っておるのか、それともわからない状況で使っているのか。こういった問題につきましては、従来からやっぱり子供が使っておるものでありますので、常にこれは学校がまず日常の中で点検をしながら、より適切な教材、教具、こういったものを子供に使わしていく。そのための学校としての配慮面、これはさらに私どもも今後教育現場にこういう視点での点検等も、これは指示をしていく部分であろうと。

さらには、予算面で配分をいたしております図書の問題でありますとか、さまざま子供の日常に結びついてる問題、特にいじめの問題等で御指摘をいただきました。確かに、今私どもではマスコミそのものに表面化した形で取り上げられるような状況というのは、今の状況ではないわけですが、むしろ私どもが実態的につかめる子供さんの状況の方がより対処しやすい。ただ、子供自身がやはりそれを外にあるいは親御さん、学校、これを提起できない。こういった子供の問題等も十分今後配慮していきませんと、異常な事態としてということは、いつ起こってもおかしくないというような受けとめをしてございますので、さらには、これは日常の日々の教育活動を営んでおります現場での状況、これを何をおいても日々の状況を把握していくということでは、今後ともさらに指示をまいりたいと、かように考えておるところでございます。

〔松本雪美君「アンケート調査について教えてください。アンケート調査はどうか」と呼ぶ〕

教育指導部長（丹羽 久君） （続）すみません。実態面の調査、この辺では先ほどから細部の部分で御提起をいただきましたので、私どももこれはもう一度学校現場の状況等、細部にわたっての調査を一度してみたいと、こういったふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 学校現場だけの調査じゃなくて、子供たちの実態を調査していくべきやということ、これはもうひとつ強く言っておきます。お願いしておきます。

それから、先ほどの市長の答弁ですが、衛生問題でもあるからこれはきっちりと改善せねばならないような状況というのは、やらなあかんというような、たしかそういう答弁やったと思うんですけどね。しかし、実際には来年度の予算なんか見てみると、教育委員会の予算が施設整備なんかもう4割近くもカットされるというような、こんな状況で施設の整備ができるんでしょうかね。学校の基本としてあるべき施設そのものが基準から大きく下がっているような中身というのは、これはほんとにぐあい悪いですし、もっと必要な子供たちの教育を守り、子供たちの成長を願うこういう大人たちがしっかりとそういう状況を見て、予算化をしていかねばなら

ないと思うんですね。信達小学校はもう大規模改修する予定になってたんと違うんですか、来年度は。ここ2～3年中にはやらないかんとすることは、前にも聞いたこと何遍もありますよ。それなのに予算がついていないと、こういう状況はやっぱりぐあい悪いですね。

ほかの問題もありますから、市長にちょっとその点を答えていただいて……。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 予算全般にわたりまして非常に厳しい中でございますから、その中でどれを選択して、いかに効率的にやっていくかということでございます。したがって、教育予算につきましても、多くの要望がございましたけれども、その中で最優先でやりたい部分を平成8年で盛り込まさせていただいたところでございます。課題はたくさんあると思いますから、今後とも教育委員会の考え方も十分聞いて、そして反映できる部分は反映できるように努めてまいりたいと存じます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 図書の問題を取り上げるのをうかつとしてたんで、追加さしてもらいたいと思うんですが、各学校をいろいろ視察させていただいたんですけれど、それぞれ学校の特色がありまして、そこでいろいろ先生たちも努力されて、子供たちが本当に本と接しやすいような状況をつくり出している学校、そしてまた何となく冷たい感じのする学校、いろいろありました。

どの学校も司書は学校司書、また司書教諭、そういう特別な配置は泉南市の場合ないということですね。それと図書費が少ないから、新しい本を入れられないという状況もあるから、子供たちは一番よく知っていて、新しい本が入ると、もう飛ぶようにそれが何度も貸し出されるけれど、古い本は絶対に読まないと、こんな状況もはっきりと答えておられました。

そんな中で、今政府もこうした子供たちの置かれている状況を十分に取上げて、これからはもっと読書教育をしていかねばならないんじゃないかという方向のもとに、特別に地方交付税だと言いながらも図書費としてつけていっているというような状況も起こってきました。

こんな中で、大阪府下の各市でも子供たちのために学校図書館の整備と、そしてまた司書の配置なども考えようという動きが出てるんですが、泉南

市の場合はこの点についてはどのように対応されていくのでしょうか。

議長（島原正嗣君） 丹羽教育指導部長。

教育指導部長（丹羽 久君） お答えを申し上げます。

確かに、一時子供たちの活字離れと、こういったことで随分議論を呼んだところがございます。そういった意味合いでは、私ども学校での図書室の充実、こういったことをさらには進めていく必要というのは十分考えておりまして、ただ先ほど府下的な状況の中で、図書館司書と申しますか、学校での図書室への司書の配置と、こういった問題であろうかと思うんですが、確かに一部各市の状況に応じて単費で司書を担当する人を配置していると一部聞いておるところではあります。ただ、私どもの今の状況の中では、定数とのかかわりがございますので、今の状況の中では各校に司書教諭としての配置をする考えは、今のところ持っておらないというようなことが現状であります。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 特に、どうして子供たちに読書を進めることが重要かといいますと、例えば学校の授業で先生たちが1つの指導の中で子供たちがわからないというようなことが出てきたときは、一緒に図書館へ行って調べましょうよという、そういう行為が1つそこで起こるわけですよ。自分たちで自主的にいろんなものを調べて、出てきた結果が1つの成果として子供たちの喜びに変えていく、こういう教育でなかったらあかんと思うのですよね。もちろんいろんな本を読んで、いろんな体験をすることは大切なことですけれども、学校で図書館を利用するということはそういうことですわ。自主的に勉強していく、これが今新しい教育観ということで、政府も位置づけて読書教育に、図書教育に重点を置いていこうという、こういう観点で進められてきていると思いますから、その辺はちょっと重点を置いて今後取り組んでくださいね。大体、本の冊数の基準値をオーバーしている学校は、雄信小学校だけかなとかいうふうに聞いてますけれども、それでも古い本がいっぱいと、そういうことでぜひともお願いしときます。

それから、あと大苗代のマンション問題ですが、この問題は海宮宮池の仮設道路が撤去されて、マンション建設は不可能になったと、そういうふうに私は思っています。最近、このマンションの見直しをしてくださいと

ということで、海宮宮池の周辺の自然環境を守りマンション建設を考えると
ということで、大苗代地域の皆さんの署名を集められて市の方に持ってこら
れておられますね。それは3人に1人の方が署名されているという状況を
聞いてます。

そんな中で、あのマンションを建てる地域は、大苗代の地域でも大型車
の進入禁止の一方通行の道になっているということは確認されているはず
ですし、そういうところで大工事はできないという状況ですね。そういう
中でマンション建設をしようという業者の姿勢は、これはやっぱり問題で
すし、工事用道路もない中で不可能だというふうに私は思っていますが、
その点はいかがでしょうか。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 松本議員言われますように、大苗代の計画をいた
しておりますマンションの前の府道ですけれども、幅員が狭いということ
の中で、公安委員会の方で大型車両の規制をいたしております。

ただ、建てれないということには該当しないのではないかと、技術的に小
型車の搬入等もあり得るのではないかと、やろうと思えばやれるのではない
かと思えますけれども、現段階ではマンション業者の方からどういう形で
やるという話は持ってきていないというのが実情でございます。ですから、
仮設道路を撤去した後、話は中断をしているというのが実情でございます。

以上です。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） ぜひとも大苗代地域の住民の皆さんが生活環境をこ
れ以上破壊されることのないように、あの一方通行の狭い道に90戸以上
もの住宅が配置されれば、車の量もふえて子供たちの通学の道路としても
大きな危険を抱えるということで、マンションは見直してほしいというこ
とでの署名運動を起こされたらと、そういう状況をきっちりと確認をして、
市としても業者がもし強行するような姿勢があったときは、いろんな問題
のあることをはっきりと業者に指導して、安心して住めるゆとりある、安
らぎのあるまちづくりを進めてほしいということを思うんですが、市長の
市政運営方針の中にもそういう住環境の整備についてはうたわれておりま
したから、その辺答えてください。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 開発指導にかかわる話でございますが、基本的にその物件が法的に建設できるかどうかというのは原点でございます。都市計画法上、あるいは建築基準法上可能という物件でございます。

あと、それに対して本市は指導要綱によっていろんな指導を付加いたしております。それによって、特に事業部の方で指導をしていただいているわけでございます。物件としては法的には建ち得るところだというふうに理解をいたしております。ただ、工事をするにつけて非常に狭小道路ということもございますし、周辺の方々への迷惑という関係もございますので、これらについては、今後十分な指導をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 住民の皆さんの状況をよく把握して、業者には強硬なことをさせないようにぜひお願いしときますね。

それから、もう1つこのことで問題として私は指摘しときたいんですが、リバー産業が池の堤に仮設道路を設置するというときには、市道の占用許可を取ってるんですね。そのときにはこういう地図をつけて、堤体にこういうふうに工事をするということがちゃんとこの中に示されているにもかかわらず、占用許可をした。この安易な決め方ですね。私は、原課の方に話を聞いたら、区長さんが同意してるから、水利も同意してるからこれでいいんやというふうにはおっしゃってました。しかし、当然堤体は危険であるということが、後で皆さんの怒りとともに市としてもそういうことを受けとめざるを得ない状況になったんですが、池の堤であるにもかかわらず産経課の同意を取ってなかったということについては、大きな問題だと思います。このことは指摘しておきます。今後、このような対応は絶対されないようにお願いします。

それから、あとまだ時間がありますね。埋蔵文化財センターの問題で、景観条例について制定をしてほしいということで私も強く要望させていただいたんですが、現在パチンコ店の出店のための工事が行われてますが、このパチンコ店の出店でホテル等審議会では、好ましくないけれども、条件的に認めるということで、最終的にはこの申請についてはホテル等審議会では同意をした答申が出されたと、そういうふうに聞いております。

埋蔵文化財センターの景観に似た建物で指導していくつもりであるんだ

ということで、原課も事務局としてもそういう発言をされているということですが、実際にできたものは、もう今34メートルの宣伝塔ですか、ネオン塔ですか、建っていますね。こういうものは、市として指導してこういうことをやめさせるという立場に立たねばならなかったはずだと私は思うんですが、実際にはわずか3メートルほど低くなっただけだと。これではほんとにどんな指導をしたのかということで、私はせっかくの泉南市の宝をこれでめちゃくちゃに壊してしまうようなひどい景観になってしまうんじゃないかと、そういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） パチンコ店の関係でございますけれども、景観に配慮するよというホテル等審議会の方の答申によりまして、我々としては先ほどお答えをさせていただきましたけれども、埋蔵文化財センターに面する面については和風に近い形にするとか、広告塔については極力低くするというので、御指摘あったように計画より3メートルでございますけれども、低くしていただいておりますということが実情でございます。

それと、ネオンにつきましてもフラッシュ、サーチライト等は使用しないということで、開発業者と約束をしているというのが実情でございます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 私が原課で、それじゃ埋蔵文化財センターに似たような和風のもので、隣接する部分では目隠しをすとかいうふうに、こういうふうなことをやりましたと図面ありましたわ、見せていただきましたけれど。そしたら、これをどこにつくるんかと聞いたら、原課の課長は、さあどこやろうか、これはおかしいなと。駐車場と隣接してて、駐車場が3階建てなんですよ。これはどこにつくるんやろうかというような形で、ものすごい軽いんですよ。わからないままそれを認めるような状況じゃないですか。このことによって、泉南市の宝が全く価値のないものになってしまう。恥ずかしい、泉南市としてはほんとに恥ずかしい限りじゃありませんか。7億円もかけて建設をして——建物だけで7億円ですね。これだけの施設をつくりながら、この施設が本当に市民だけじゃなくて、日本全国から毎年歴史のシンポジウムがどんどんと参加者がふえて、あふれんばかりの盛況じゃありませんか。それがこのパチンコ屋のためにその値打ちが全くなくなってしまう。だからこそ、景観条例についても今後制定をせ

ねばならないんじゃないかということをおは1つ提案さしてもうてるんですが、市長、どうでしょうか。この価値のなくなるこの施設、今からでも遅くはないですよ。あのネオン塔を撤去してもらいなさい。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 我が国は法治国家でありまして、いろんな好む施設あるいは好まざる施設も含めて認められてる部分があるわけでありまして、その中で我々行政としてできるだけ相手側の意向ともしんしゃくしながら、そして我々の指導をできるだけ受け入れていただくという中での指導を行っているわけでございます。

御指摘のように、確かに隣接してできておりますけれども、埋蔵文化財センターの価値そのものを云々という、私はそういう考えは持っておりません。あれはあれで立派な施設でございますし、誇り得る施設だというふうに思っております。ただ、埋文側については、外観、意匠についてできるだけ埋文センターのデザインに似通ったような形での対応をお願いをいたしまして、一定の反映をしていただくということになっているところでございます。

それから、景観条例との関係でございますが、景観条例と申しますのは、もともとある一定の歴史的な建築物が既にあって、それをできるだけ保存していこうと。例えば、富田林の寺内町とか岸和田の旧の街道とか、そういうところは一部そういう形でやっているわけでございます。あの付近については、確かに白鳳時代の遺跡というものはあるわけでございますが、姿、形としてはないというのが現状でございます、景観をどういう形で目標を定めて1つの景観をつくっていくかというのが大きな課題でございますので、こういうところは非常に少ないというふうに思いますから、我々の方もそういうところにそういう景観条例の制定というのがなじむのかどうか、そして、もしするとなればどれを目標にどういう形での——これは制限を加えていくわけですから、私権の制限になっていくわけですから、どういう目標を持ってそういうものを規制をしていくのかという目標値を設定しないといけないという難しさが1つございます。

ですから、それらも含めて他市町の事例も研究しながら、ひとつ検討に値することではないかというふうに考えておるところでございます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 泉南市として文化行政、泉南市の文化を守り、育て、そして伝えていく、そういう文化行政そのものにかかわるこの問題ですね。だから、これを市長がどういうふうな目標を持って、方針を持って進めていくのかということが問われるんだと、こう思うんですよね。

だから、今おっしゃったように、姿、形はないと、そういうふうにおっしゃいましたけれど、それだけの問題ではありませんね。景観条例の中には、私たちも視察をさしていただきましたけれど、日田市に行ってきたんですが、その中でも景観条例の中に位置づけられた目的には、市民の生活と文化の向上に資するとともに、市民が愛着と誇りを持つ快適な環境の形成を図ることを目的とすると、こういうふうなうたってるんですよ。

今、この海会寺史跡、国の史跡を守っていく、こういう景観を自然豊かな環境を守っていくという立場に立って今手を打たないと、また周りにいろんなものができますよ、パチンコ屋だけじゃなくて。そこを言ってるんですよ。どうですか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 例とされましたのは、目的とか趣旨だというふうに思います。それは、当然そういうことでないと、ある意味ではそういう条例をつくれなことになるわけですから、当然だというふうに思います。ただ、具体的にその条例で決めるというのは、やっぱりハードの部分の規制にかかわってくるわけです。精神条例ではなくて、これをこうしよう、ああしようとか、例えば屋根の形をどうするとか、瓦屋根にするとか、陸屋根にするとか、壁はこうするとか、意匠、それから色彩はどうするとか、そういうことを基本的に決めていくわけでありますから、そういう歴史的な町並みが形成されておれば、それが1つの基準となって、それを1つの目標値として設定していけるわけでありますけれども、海会寺の場合は、確かに白鳳時代の遺跡というのはありますけれども、具体の建築物としては今回の埋文が初めてということでございますから、それをどういうところをベースにしてやっていくかというのは、他市の例と若干違って、非常に難しい面がございますから、十分研究をしていきたいと、こういう趣旨でございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 何をベースにするかを十分検討していくと、こうい

うことでありますが、文化というのは待っては何も育たないわけですね。文化というのは、創造していくものであると。私たちがまた古い歴史をつないでいくものでもあるし、私たちがまた新しくつくっていくものでもあると。創造性のあるものだということですね。こういうことを1つ言っておきます。

私の質問時間は何時までですか。

議長（島原正嗣君） 45分までです。まだしっかりあるからやってください。

20番（松本雪美君） 幡代の開発問題では、いつごろきっちりとした計画が出て——それを待ってるわけではないですが、いつごろから取り組むんでしょうか、工事にかかるんでしょうか。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 幡代の開発の関係でございますけれども、大阪府の方で一応遊水池について650立米ということで指導いただいております。その後、いつごろかかるかという話し合いもしているわけでございますけれども、現段階では工程表ですね、その辺の提出がおくれているということでございますが、現在作成中ということで府の方から連絡をいただいております。それが入りますと、今のところ府の方からの電話連絡としては4月以降ということで聞いておりますけれども、工程表が出た段階でもう一度府と市と開発業者と話し合いをして、日時等きちっと決めていきたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 12月議会に指摘させていただいて、4月以降とはどういうことでしょうか、この業者は。ちゃんとやってくれてるんですか、指導。今の時点は、もう3月中ごろに入ってますよ。もうあとちょっと待ったらできるんやからと言わんといってくださいね。もうほんとにみんな不安で、いつになったらやってくれるのかと、不安な状況というのは、私たちのところに苦情が寄せられてますよ。だから、責任持ってやらせるということで約束してくださいよ。後で答えてくださいね。

それから、砂川駅前再開発の問題ですが、この前の駅前整備特別委員会ですか、そこで和泉砂川駅前の再開発問題がこういう状況になっているという報告を受けましたけれど、その中で泉州地域のマンション市場というこ

とで、デベロッパー6社がいろいろ泉南市がヒアリングをして6社から聞いた答えの中で、マンション需要の動向というところでは、業者はどう答えてるかといいますと、泉南市内の居住者は、まず第1ターゲットになるが、その次は堺市あたりまでだというふうに、あの地域でマンションをつくるとしたら、再開発ビルに住宅を張りつけるということになっても、泉南市内の居住者が第1やと、そういう言い方をしていますね。だから、実際には周辺の地域からは来ないだろうということを行わんとしていると思うんですよ。

それから、デベロッパーが事業参画の可能性というところで答えておられるのは、和泉府中でも坪100万円という物件があるので、100万円を切らないとこの泉南市地域にはその住宅を買う人たちはないだろうと、そういうふうにも予測をした答えを出していますね。

それから、中長期的には泉南地域も含めた南大阪方面でも事業展開を検討する必要性を感じている企業もあるということで、こういうふうには言うておりますけれども、実際には事業展開は消極的であると、経済状況によって判断をするというような言葉が次々出てきてますね。

だから、今まで一番住宅を張りつければいいんじゃないかと言っていたあの再開発ビルですね、そのビルが保留床処分の部分で一番ポイントになるマンションの導入というのは難しいという結果が、この人たちのデベロッパー6社の声として出ていると、こういう状況のもとで、私たちも和泉砂川駅前の再開発については、もう全面撤回して白紙撤回するべきやと。こういう形でたくさんお金を使ってきたけれども、この計画は無理であるということ、結論を出すときが来たんじゃないかと、こういうふうに思っています。

そして、今まで購入した用地なんかを含めて、泉南市の新たに駅前の整備のために利用できるような状況は生み出せると思いますから、例えば和泉砂川駅のJR用地で買った部分ですね、日通の集荷場であった部分、あそこは空き地のままほってありますが、自転車置き場をつくってほしいと言っても、それはつくらないでほってきました、今まで。バスも狭いところに入ってきます。車も入ってきます。ターン帯のような役目を果たせるような場所になるのではないかなと、このようにも思います。

また、砂川駅の踏切ですが、自動車と人が一緒に――歩道部分をつくっ

てますけれども、そこにバイクが入ってきたりとか、朝夕大変な状況になっていることは承知のとおりですわ。こういう踏切の整備をせねばなりません。それから、空き地を買収した用地を利用して、公園づくりなどもやっていたらいいんじゃないかと、そのように思っています。

地域のおくれている部分について、これから改善するために買収をした用地を使うということでの考え方、再開発事業での全面白紙撤回するということでの考え方、聞かしてください。市長、お願いします。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 現在、再開発を取り巻く環境というのは非常に厳しいでございます。これは本市だけではなくて、東岸和田、泉佐野、近隣を含めても——貝塚もそうですけれども、進んでおらない状況でございます。御指摘いただきましたマンション等のデベロッパーに対するアンケートも、私も見さしていただきましたけれども、当然泉南市の中核部分でマンションをつくるということですから、一次需要としては泉南市内から見込むというのは当然だというふうに思います。その後、二次、三次圏という形で広げていくということだというふうに思います。

決してだめだということではないというふうに思っております。住宅がだめだというふうには思っておりません。ただ、商業の部分が非常に厳しいということですから、なかなかトータルとしてペイしていくというのは非常に厳しいかなというふうに思っておりますから、地元もそのあたりは十分御承知でございまして、今再構築という形でユックリズムでいってるというのが現状でございます。

ただ、駅前の道路とかそういう都市基盤整備等セットの話でございますので、昨日の中野議員の御質問と似通るんでございますが、駅前広場とかそういうものはぜひ必要でございます。それをするためには、やはり駅前広場等の都市計画決定というのが必要でございまして、その場合、駅前という立地性からしますと、面的整備しないと買収で転出というのはなかなか困難でございますから、そういうふうなことが可能であれば、それから先発ということも図っていただけるわけでございますが、セット論という話がございますので、非常に難しい問題でございますが、そのあたりこれから地元とも十分話し合いをしていって、そのタイミングを図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、先行取得した部分の用地については、御指摘いただきましたように幾つか買っておりますので、その需要等についても一度権利者に意向確認をした上で、そういうところの需要が非常に少ないということであれば、他の利用目的、あるいはきのうからもいろいろ御指摘いただいておりますような公社、協会の保有地をどうするかという問題の中に、問題定義をしていくという方法が考えられるというふうに思っております。

ただ、非常に大きな面積の部分がございませぬので、公園といたしましてもスポット公園的なものになろうかというふうに思いますけれども、そういうことも含めて検討していく必要があるかというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 市長も指摘されましたように、ニチイがもう工事に入るというような状況を聞いてまして、当然和泉砂川駅再開発事業の中ではキーテナントやとか、そういう出店されるような商業の経営者の方たちはとても大変な状況に追い込まれるだろうということで、住宅だけの問題ではないということですね。そういう中で、当然見直すということです。再構築ということですが、しかしこの再開発事業の一番基本になる数字というのは何かというと、土地の値段でB調査のときなんかは平米45万円ぐらいで計算されて、総額では630億円になってる事業ですね。それが今半値になってるような状況で、実際事業を起こしていけるような状況は全くありませんよ。そして、ニチイの進出なんかによって、当然商業もだめやということになれば、キーテナントも入ってきません。そんな状況で、私は和泉砂川駅前の再開発事業は白紙撤回することを要求して、私の質問を終わります。

議長（島原正嗣君） 以上で松本議員の質問を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時12分 再開

議長（島原正嗣君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、6番 北出寧啓君の質問を許可いたします。北出君。

6番（北出寧啓君） 新党さきがけ北出寧啓、一般質問に入りたいと思います。

全国的な規模で都市化が成立した日本では、市民参加を標榜しない政治家はいません。本市でも6万市民ということが口ぐせのように言われます。では、この市民参加型政治とは何か。それは、特定の政治家、権力者に政治を任すことなく、市民の自発的な討議と参加を基礎になされる開かれた政治にほかなりません。もとより、この貨幣の片面には首長や議員による広範な情報公開、情報提供が刻印されていなければなりません。この市民参加と情報公開という両方向の相互作用によって、市民社会の政治、文化は上昇し、その土壌の上にこそ豊かな収穫が得られるのです。そうしてこそ、政治家は豊かな公共性の海に出航できるのです。

市民の自発的な討議と参加は、ただ集まって話をするところから、ゆっくりと自己責任と相互扶助に基づいた公共談義へと進み行くものです。資本主義社会、つまり市場経済での商品交換を手段とした利潤追求が支配的である社会にあって、いかに公共性を確保していくのかを問い、また問われるのが政治でもあり、公ごととしての政治が私ごととしての経済を凌駕していく契機を発見していくのが政治家の高貴な使命の1つではないでしょうか。それが利益誘導型政治から市民参加型政治へのいわゆる政治の構造転換の真骨頂です。

第1に、行財政改革について。

本市のこの危機的事態は、1つの時代の要請があったとはいえ、つまりいささか甘い予測のゆえもあって、他人事のように見過ごしてきたことに、理事者の責任が根底から問われているわけです。この危機の経済的原因は、直接的にはバブル経済の破綻とりんくうタウンへの企業参加の低調、それに伴う地方税の伸び悩みにもかかわらず、継続された数々の箱物事業並びに80年代後半にほぼ破綻してきた大きな政府構想、つまり公共事業の肥大とそれに伴う本市の許容範囲を超えた職員増加にほかなりません。

背景としては、80年代の金融情報化による過剰信用がバブルを生みつけることによって、アメリカの要求もあり、地方公共団体の多くも内需拡大、つまり公共投資と起債発行、そして景気浮揚という政策をとり続けてきたことであり、その結果すべてが破綻してきたということだと思われまします。いわばアメリカのニューディール政策の神話がいまだ政府官僚の頭を離れず、ケインズ的手法に明け暮れたということの証左を今深刻に反省しなければなりません。つまり、高度経済成長、技術革新の果ての光と影を

まざまざと体験させられたということです。

旧来の対立は、保守と革新、あるいは小さな政府と大きな政府という形をとっていましたが、高度経済成長による大量生産、大量消費、大量破棄という消費社会の出現は、階層分化とともに旧来のイデオロギー対立をあいまいにし、ユートピアをも天上から墜落せしめるに至りました。もはや旧来の革新勢力は明快に未来を語り得なくなっています。

一方で、ケインズ経済学的手法と外圧による公共投資の繰り返しで累積した55兆円に上る債務負担を考えるにつけても、旧来の保守勢力の水晶玉には脱出の糸口すら見えてきません。あげくの果てにわけのわからない豊かさや便利さの代償に地球規模での深刻な環境危機と人間の頽廃が進行しているわけですが、これまでの政治過程をどのように反芻するにせよ、経済の逼塞による財源の縮小は、火急的課題として行財政改革を余儀なくさせ、とりあえず贅肉をそぎ落とした小さな政府への脱皮と自己責任、相互扶助による地域共同体の活性化、例えばN G OやN P Oなどの必要性がほぼ万人に周知のこととなってきました。もちろん財政投融资の多くが無際限な環境破壊を伴った新幹線や幹線道路、林道、湖沼や海の埋め立てなどに振り分けられ、その一部が族議員の集票行為、官僚の私腹を肥やすために使われてきたという事実も見逃してはなりません。

今回は、ここ数年間、とりわけ昨年度の4回にわたる定例議会において提起させていただいた行財政改革についての諸結果の報告から入っていただきたいと思います。

第1に、平成元年度の1.5倍に及び、一般経常経費の52%を占める57億円もの人件費の削減については、どのように対処されるのでしょうか。純然たる経費削減としての管理職、特別職の手当の見直しとして1,680万円、時間外勤務の削減として2,900万円、嘱託、アルバイトの削減として2,600万円、また出張費の10%カットで220万円などによって、おくれたきた行革にようやく手が入ったということでは評価させていただきます。

ところで、経常経費カットの5,000万円には、具体的にどのような削減なのか。その報告をお願いいたします。

こうした予算縮減措置は、あくまで緊急措置、行革宣言であり、悪くいえば言い逃れでしかありません。事の本質はもっと深部にあります。

第2に、職員定数について問いたださなければなりません。各自治体は適正な定員管理が問われるわけですが、役所は細心の注意を払った管理がないと、公務員の数や組織が肥大する傾向を免れ得ません。とりわけ市役所が市民にとっての最大のサービス機関であることを閑却し、最小の経費で最大の効果を上げることに職員が一致団結して努力しなければ、たちまちのうちに無責任、怠惰が当たり前の行政組織になってしまいます。これが有名なパーキンソンの法則です。

さらに、一たんできた機構は、既得権にあぐらをかいて役割がなくなり、効率的に機能しなくなってもなかなか廃止されません。確かに、市民からも指摘されましたが、文化ホールと図書館の機構を二分したことには明確な理由があるわけですが、しかし館長に専門職を置き、館長が館全体の指揮をとって職員が生き生きと持ち場の職責を全うできているのか。このことを厳しく問いただせていただきたいと思います。

今後、専門職を配置する気があるのかどうか。単なる事務職員の配置であるならば、少なくとも資格を取らせてじっくりと館長を養成する気があるのかどうか、明確な答えをお願いいたします。

これまでの職員配置は余りにもずさんであり、市民に言いわけが立ちません。また、昨年度、民生部が市民生活部と健康福祉部に分離し、そのことによって9名の人員増加を生み出しましたが、分離の必要性和その効果のほどもお示し願いたいと思います。

第3に、現在の他市と比べての過剰職員の背景には、機構の問題があります。例えば、各原課における係員の数は、合理的に算出された数でしょうか。私が調べた限りでは、部長、次長級が30名、次長待遇も含めた課長級の人数は約70名、重複を恐れずに言えば、約100名が管理職です。現在の職員数は、平成7年4月1日現在で738名ですから、1原課で係員が約9名ということになります。合理的配分を考えるなら1原課で約20名、そうすると課長級は40名くらいで済むのではないのでしょうか。当然、課長の上に位置する部長、次長、参与などの人員も、とりわけ具体的職責を担わない管理職は、合理的配置がなされるべきだと思います。

さらに、昨日中野議員も指摘された問題でございしますが、保育所や幼稚園の問題も大きな負荷となっていることは否定できません。平成8年2月1日現在の保育所の児童数は383名、職員数は111名であり、現在児

児童3人に職員が1人の割合で配置されていることになります。児童数の激減で1保育所当たり児童数は76名で、ここに要する予算は約9億9,000万円、そこに占める一般財源は8億2,000万円です。また、人件費は約9億円にも及んでいます。1保育所当たり約2億円を使っていることになります。単純計算を行うと、児童1人当たり年間約260万円、月額約22万円の支出になっています。

現在、私立の砂川幼稚園は1園であるにもかかわらず、バスの送迎を行うことで本市の公立幼稚園と公立保育所を合わせた数に匹敵する人数を擁しています。ちなみに砂川幼稚園は第一、第二を合わせて児童数は826人、職員数は35人、職員1人当たり児童数は23人であり、公立保育所の3人と比べると、単純比較できないにせよ約8倍にもなり、児童数の激減で過疎化した保育所の異常な実態が明らかです。

つまり、基本的には不合理な配置を持つ保育所や幼稚園の統廃合も、財政危機に瀕した本市の行革の一環として取り組むことは避けられないと思いますが、いかがでしょうか。もちろん地域性の尊重とか丁寧な世話とかありますが、ここまで財政危機が進行し、人件費を含めて義務的経費に経常経費の75%が支出されている異常事態に、統廃合の問題は避けられないと思います。

各自治体は、当たり前ですが、市民の税金によって支えられています。つまり、市民が株主であり、その税金を元手に行政運営を委託されているのが地方自治体にほかなりません。そして、この最大のサービス機関としての自治体株式会社は、地方公務員法にもうたわれているように、最小の経費で最大の効果を上げなければなりません。にもかかわらずこうした形で税の大半を膨大な人件費に使い果たしてしまうとは、一体どういうことでしょうか。いまだに重税を払い続ける勤労者のための運動公園1つないことが、この膨大な人件費がいかなるものかを如実に示しています。つまり、これらの人員配置は、本市の行政システムがほぼ破産に近い状態であるこの証左であり、厳しい行革によってしか乗り越えられない段階に至っていることを具体的な数値をもって警告しているのです。

ことしは地域整備費は5億円ほどに落ち込み、6万市民にとっての細部に及ぶ細かい施策は、ほとんど停滞を余儀なくさせられています。にもかかわらず根本的な行革も行わず、市民の目から職員だけはいい目をしてい

ると見られているとすれば、徹底的な合理化での中途退職あるいは会社倒産などが一般的である一般企業の社員や不採用の学卒の怒りは、天をも貫くでしょう。

第4に、職員間の業務格差に対するこれまでの人事指導のあり方について明快な回答をいただきたい。地方公務員法等に支えられた公務員の権利は、アルバイト、嘱託の身分、地位とは比べものになりません。一方では最小の経費で最大の効果がうたわれ、公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと定められているにもかかわらず、非効率な旧態依然とした機構や人員配置がまかり通っているとすれば、とりわけ公共福祉に関する諸政策が停滞を余儀なくされている現状にあっては、市民の不満と怒りは一層募ります。

また、とりわけ原課で日々市民サービスに忙殺されている係長や係員の士気にも大きく影響してきます。アメリカ合衆国などでは、管理職の方がはるかに重大な職責を帯び、それを全うしなければ職務を維持できず、したがってその行為が結果として部下の模範ともなっているわけです。

しかし、公務員は競争原理を排除することによって、悪平等が蔓延し、出過ぎたくぎを打つことによって、最小の費用で最大の効果とは裏腹な結果が生じることが往々にしてあります。最小の費用で最大の効果とは、職員に則していえば、所与の給与において職員の能力が最大限に引き出されるということです。悪平等つまり怠慢さが許容され、一生懸命業務に励むことがばかばかしく思える機構、制度において、公務員の怠惰と頹廃が顕在化しているとすれば、これは単に由々しきにとどまらず、明らかに地方公務員法第30条及び33条違反ではないでしょうか。ちなみに、第33条には、「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」とあります。つまり、ここで不名誉な行為とは、全体の奉仕者として全力を挙げて職務を遂行していないことを述べているのです。

そこで、職員一人一人に過不足なく職務が配分され、しかもそれぞれの能力が最大限に発揮できる環境を理事者が整えるべき誠意を持って努力しているのかどうかをお尋ねします。また、懸案の部長、参与、参事の指揮系統を報告していただきたい。

第5に、機構の統廃合について、出先機関として文化センター、図書館、給食センター、青少年センター、公民館、体育館などについてはどうなのか、お考えを示していただきたい。同時に、現在の人員構成、例えば図書館12名、体育館4名、青少年センター8名、国体4名、文化センター2名等が適正であるかどうかについての説明を求めます。平成7年度12月議会では、その象徴として文化センターと図書館の統合を問題にしましたが、専門職を配置するか、配置したにせよ、館長1人に係員が1名では余りにも不合理です。この際統合すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

第6点として、部長級、課長級の位置づけを踏まえて、係長級の役割、職責についてお答え願いたい。係長は、市の諸政策の実施の実行部隊の指揮官であり、係長の動きいかんで自治体の評価が下されるといった側面も強く持っています。係長の位置づけについて、当局の考え方並びに本年度も係長候補20数名のうち係長資格試験の講義に出席した職員は1人だったということに、いろいろな事情があれ、やはり行政当局の責任は重大であると思えますが、今後の本市の展望をお聞かせ願います。

これは補足ですが、ネームプレートは一定の成果が出ましたが、あと1つ電話の対応で、個々の職員は何々課のだれだれですということを全庁的に実行すべきだと思います。これも個々の職員の市民に対する職責であると考えます。議員としても、電話でだれが出ているのか全くわからない、声で判断するしかないし、管理職なら大抵わかりますが、係員についてはおそよわからないのが実情です。電話を受けた職員がわからないでは、市民は後で責任を問うことは全くできないわけです。施策実施の判断を問わせていただきます。近年はN T Tすら、N T Tのだれだれですとまず最初に言います。

第7点として、本市では空港本島の税収入も予測値を大幅に下回り、追い打ちをかけるように固定資産税の半額化は、今後とも空港関連事業である基幹道路、総合福祉センター建設にも大きな圧迫となってくるでしょう。それぞれこれまでの経過があるとはいえ、現在共同作業所、埋蔵文化財センター、福祉センターと続く大規模な公共建造物の建設ラッシュは、本市の財政力をはるかに凌駕する規模と費用ではないかと思えます。この流れは、バブル経済以前及び真ただ中で検討され、さまざまな論議を経て決定に至ったわけですが、市長の選挙公約であり、政治的決断でもあります

が、例えば福祉センターのランニングコストは約3億円ほどかかるでしょうし、財政危機をより深めるという側面もある中、現在市長はこの点についていかが考えられていらっしゃるのか、お答え願います。

もとより選挙だけのスローガンで、実行どころかその反対に回る国会議員が多い中、選挙公約を忠実に施策実現しようとする市長の態度は尊敬に値しますが、これほどの財政危機の中、こうした箱物には一休止があってもいいかと思いますが、いかがでしょうか。下水道工事は、市長がみずからの使命と考えてられる事柄であり、各市町村の共同事業でもあり、事業削減が困難でしょうから、とりわけ箱物の建設には反省的判断をしていただきたいと思います。

第8点として、同和行政について、登録事業あるいは残事業に占める事業費の総額と国庫補助金、府補助金の額とその事業全体に占める割合、最終的には市の負担総額あるいは支出総額を説明していただきたい。

第9点として、空港関連事業に占める国・府の補助金の総額と割合、並びに本市の都市計画との関連での事業計画及びその効果の説明をお願いいたします。

第10点として、この行革を背後で支えるものとしても、地方自治のもう1つの担い手である住民自治の機能強化に向けての行政としての援助も真剣に考えなければならないのではないかと思います。住民自治は、自助と相互扶助として端的に表現できます。したがって、厳密には住民自治とは行政システムからは独立した位置にあるわけです。これまでの大きな政府の欠陥として、市民の多くが行政依存体質を持ち始めたことは否定できません。家の前のどぶ掃除も、隣の草引きも、犬や猫のくそもハチの巣も、住民は大抵行政業務として考え、苦情を唱え、施策実施を要求してきます。

しかし、これは甚だおかしい部分をも含んでいます。少し昔、例えば6カ町村時代を振り返っても、昔の村役場の役割はごくわずかでした。もちろん人数も限られていました。大抵のことは村の会合で決定したものです。現在の本市の行政運営において、市民に対してこれはでき、これはできないという一定の判断基準を、何らかの手段を通じて指し示すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

一昨日も隣組長会議で街灯の清掃についての要望が出ましたが、財政危機の折、本市全体の街灯の掃除は困難かと思えます。高所の掃除は危険を

伴うので判断は難しいでしょうが、例えば道具と仕様を説明し、市民参加でやってもらうとかのことを考えるべきではないでしょうか。とりわけ近代の基本である個人の確立の未成熟という立場から、市民の間で論議を活性化すべきだと思います。区長会に提言するなど、ぜひご考慮していただきたいと思います。

また、個々に異論のあることは承知の上ですが、市長のおはよう対話と地域懇談会は、まだまだ問題点を整理しなければならないにせよ、今後とも継続、発展させていくべきものだと思います。ただ、問題があるとすれば、住民自治の自発性を行政的拘束の枠組みに取り込むということであり、それは厳に戒めるべきかと思います。また、まだまだ口火を切ったという段階であり、論難すればいろいろとあるでしょうが、今後とも市長が丁寧に市民との対話を続け、あるいは市民社会に公論を起し、真に市民参加型政治を実現していくならば、市長の名声は必ずや後世に言い伝えられるかと思います。

第11点として、ボランティアの位置づけについてお尋ねします。

阪神大震災時のボランティア活動は、衆目を驚かすに至りましたが、また福祉協議会傘下の福祉活動などには本当に頭が下がりますが、現在の財政危機における行政の限界を補うものとして、真剣にボランティア活動を取り上げていかなければならないと思います。もちろん予算は組むが、口は出さないという形で。

60年代の革新は、福祉国家政策を革新勢力を懐柔し革命をおくらせるものとして、徹底して批判してきたという歴史があります。現在も一部勢力は、福祉施策はすべて国家、地方自治体が担うものであり、ボランティア活動は代理福祉人であるとしていまだ批判的に見る立場もありますが、あくまで行政責任を明確にした上で、財源、人、機構は無際限でない以上、行政としても足りないところはボランティア活動に依拠せざるを得ないということから、市民社会において自助、相互扶助としての、言い換えれば市民社会における個の自立、忘れられた公共性の回復としてのボランティア活動、とりわけ地域ボランティア活動を位置づけることは必要なことだと思います。高度経済成長時代に一世を風靡した福祉国家論も、税で賄われる膨大な人件費に手を焼き、ほぼ破綻してきている中、ボランティア活動を差し迫った高齢化社会、福祉社会の一翼を担う部隊として明確に位置

づけ、施策的展開を図るべき時期に来ていると思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、請負契約について。

さて、財政危機に陥り、不要な支出の削減が全部門に見直されている現在、公共事業の請負契約並びにその積算基準については、全国的規模で見直さなければならないのではないのでしょうか。自治体と民間業者との契約には、特定業者を任意に選ぶ随意契約と談合で悪名高い指名入札、そして手間暇かかる一般競争入札があります。請負契約では粗悪品や手抜き工事がなければ、その価格は安ければ安いほどいいわけです。歳入減を歳出減でしのぐことは、基本的な手続です。もちろん土建業者の倒産やゼネコンの寡占体制は避けなければなりません。現在丸投げなどがちまたにおいてささやかれている現状にあって、それができる価格体系には見直しを要求されるのではないのでしょうか。何も住専問題の大蔵省、エイズ禍の厚生省だけが問われているわけではありません。住宅公団、道路公団などへの天下りを含めた建設省を初めとした省庁が、すべてこれまでのいき方を問われ始めているのです。

本市の公共事業に参入している土建業者は、大阪府の契約検査課の審査をもとにAからEまでランクづけされ、請負事業の規模により参加が制限されています。そして、当局の積算によって決定された落札予定価格と最低限度額の間で業者間競争があるわけですが、この落札予定価格は行政当局の一部にしかわかりません。

第1に問わなければならないのは、非公開となっている積算基準はもとより、建設省作成の部品単価表などを基礎に算定されているわけですが、この価格が余りにも高過ぎるのではないかと。つまりこの価格安定が業者の丸投げを生んでいるのではないかと。ということについて。

第2に、昨年度も何度か問題になりましたが、ほとんどの場合、入札時の競合価格が余りにも接近し過ぎていることに、落札予定価格の漏えい疑惑がいつもささやかれています。この点に対する契約検査課の明快な回答をお願いいたします。

この不況期に工事請負を強要する業者がいるかいないかについてもお尋ねいたします。これらは、すべて歳出削減を加速するための措置として、真剣に考慮していただきたいと思います。公共事業は起債であれ補助事業

であれ、すべて最終的には税金で支払われていくわけですから、目をつぶるわけにはいかないと思います。

第3に、環境行政について。

60年代の高度成長の末に、四日市ぜんそく、水俣病、イタイイタイ病などに代表される大気汚染や水質汚染などが噴出したわけですが、70年代、80年代も官僚主導でケインズ型経済政策に依拠し、数々の公共投資による景気調整を基調とした国策は、自然保全より工業団地はもとより、自然破壊をもたらす各建設工事、開発行政に躍起となってまいりました。

しかし、ようやく生物多様性条約の批准に象徴されるように、地球環境保全の世界的潮流の中で、日本でも国が地方を包括した形で環境保全、言いかえれば環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築のための法律、環境基本法が平成5年11月19日に公布されました。この第7条には、地方公共団体は基本理念、つまり現在、将来の世代が健全で恵み豊かな環境を享受し、人類存続の基盤である環境を将来にわたって維持するという理念に基づいて、環境保全に関し当該区域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、さらに実施する責務を有するとあります。

翌6年3月、これを受けて大阪府は直ちに大阪府環境基本条例を発布、さらに同10月条例を改正し、施行しました。生態系の多様性の確保、豊かな緑の創出、自然環境教育・学習の振興、府民の自主的活動の促進などが改正点ですが、ここでは科学技術の発達で利便性は高まったものの、資源の大量消費をもたらすとともに、生態系にも影響を及ぼし、地球環境を脅かすまでに至っているとの現状認識から、大阪は自然と人間の共生する社会の実現に向けて、人類の持続的な発展への先駆者の役割を担っているとの気高い使命まで書かれています。これによれば、府や市町村は豊かな環境の保全と創造の責務を負い、事業者は環境への負荷の軽減と環境保全の責務を有し、また府民は府や市町村の施策に協力する責務を担っているのです。

地球的規模での環境危機に直面し、国・府がそれぞれ環境基本法、大阪府環境基本条例を策定、実施しているにもかかわらず、本市では環境保全の施策、実施はほとんどありません。環境保全団体などの自主的活動が細々と続いているだけです。12月議会では、ともかく行政として環境保全施策に一步踏み出してくれることを具申いたしましたが、その諸施策を担

当するとの回答のあった事業部産業経済課、市民生活部環境課に、こうしたことに関しての経過報告と今後の展望をぜひ表明していただきたいと思いをします。

さて、私も環境保全の一環として、男里川河口の干潟の保全とそこに生息するカニと野鳥の保護運動を行ってまいりましたが、いまだ干潟の保全については、府による保全条例の策定が行われてはいません。府環境条例第3条並びに4条に準じて、男里川河口干潟の保全策を条例策定を含めて検討していただきたいと思いますが、お答え願います。

また、現在、降り続く酸性雨対策についてお尋ねいたします。今、酸性度3.7という強酸性の酸性雨が絶えず本市の山や森や田畑に降り続く中、それはあらゆる生物、とりわけ微小生物にとって決定的な打撃となっています。知らぬうちに山や森に生命を得ている微生物や昆虫は死滅していくでしょう。何とか今のうちに歯どめをかけなければ、かけがえのない自然をもはや後世に遺産として残していくことは、極めて難しいこととなります。府あるいは市としての対応を求めます。

第4、りんくうタウンについて。

さて、干潟の保全と連携した野鳥園計画が今新聞紙上をにぎわしていますが、また読売新聞のニュースソースがどこなのかわかりませんが、策定計画の実施時期が旧来の市長の答弁と食い違いがあるように思われます。なみはや国体以降の公園策定計画についての説明と、また早期着工に向けての御尽力を要請いたします。とりわけこれらもまた泉佐野市に位置する第16号りんくう公園、通称シーサイド緑地あるいは夕日の見える丘公園が今真っ先にやられ、堤防撤去工事も府の当初の発言とは裏腹に、泉佐野市から順次なされていくということの相も変わらない北高南低構造について、市長の獅子奮迅の努力をお願いいたしたいと思いをします。さらに、国体会場の進捗状況及び新産業構造を形成するための企業誘致についての現状、つまり経済不況ということ以外にどのような困難が立ちまわっているかについてもお尋ねいたします。

最後に、情報公開について。

現在、各地で問題となっている狭義の情報公開制度という場合、各自治体が市民から情報の提供を受けたとき、支障がない限り必要な情報を最大限に提供するということではあると思いますが、これは考えてみれば、市民による行

政監視、行政統御という面を持っています。

一方、行政側の自主的な情報公開によって市民がさまざまな情報を享受し、日々の生活や業務の便宜性を高め、よりよき市民生活を送ることができるようになります。

また、積極的な情報公開は、結果として広範囲に及ぶ市民の政治参加が得られ、より質の高い行政運営を行えるようになると考えられます。いいかえれば、情報公開による1つの啓蒙運動は、いい意味での市民と行政との信頼関係及び緊張関係を生み出します。私も常々語り、市長も原則とされている市民参加型政治にとって、とりわけ活発な討議を引き起こす上で不可欠なことだと思いますが、また基本施策の策定過程つまり意思形成過程での市民に問うというシステムが多様に組織されていればいいとも思うのですが、この点市長の考え、今後のあり方をお聞かせ願いたいと思います。とりわけ議会、各種委員会、審議会などが制度化されているわけですが、制度化されてから年月がたつと、現在の国会、官僚制度などに見られるように、民意をなかなか反映しにくくなり、それは一般市民にとっては縁遠いものとなりがちです。「広報せんなん」などでの情報公開と紙面での質疑応答とか、要するに制度化されず、しかも多様な意見が吸収できるシステムづくりを、難しいことではあると思いますが考えていただきたいと思います。かつてマッキントッシュによる「広報せんなん」の紙面拡大を具申しましたが、それも実現し、現在人員の関係で構成、編集に限度があるとはいえ、評価は日々高まってきたと思います。今後の編集方針についてお答え願います。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（島原正嗣君） ただいまの北出議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 大変多岐にわたる御質問でございますが、特に私にということについてお答えを申し上げ、他のことについては担当部長より御答弁を申し上げたいと思います。

まず、行財政改革の基本的な部分についてお答えを申し上げたいと思います。

本格的な高齢社会の到来を間近に控えまして、情報化、国際化の進展、生活の質や環境への関心の高まりなど、社会経済情勢の変化に対応し、住

民の多様なニーズに即応しつつ、活力に満ちた魅力あるまちづくりが求められております。

しかし、本市の財政事情は極めて厳しい状況下であり、今後財政の健全化を目指し、新たな行政需要を満たしていくためには、行財政の改革は緊急の課題となってきております。そのため、事務事業を初め、組織、機構の見直しや行政運営体制の効率化など、みずからの改革を積極的に進め、分権の時代にふさわしい行財政体制の整備、確立に努めていかなければならないと考えております。

これに関する細部につきましては、後ほどそれぞれ担当より御答弁を申し上げたいと思います。

それから、総合福祉センター等のランニングコストにかかわる問題でございますが、確かに立派な施設でございますので、今後の維持管理費というのは相当起こってこようかというふうに思います。ただ、これはやはりこれからの福祉施策の核になる部分でございますから、充実した施設の中で充実した施策を行っていくという観点から、やはり必要な経費というものについては負担をしていかなければいけないというふうに考えているところでございまして、それらを捻出するための総合的な判断については、施策全体の中から取捨選択をしていきたいというふうに考えております。

それから、箱物行政に対する考え方の問いでございますが、私はもともと箱物ということには余りこだわっておりませんで、何回も申し上げておりますように、基盤整備型を最重点に考えているところでございます。それぞれの首長は選挙の洗礼を受ける立場から、目につくいわゆる派手な箱物をつくりたがる傾向にあるのも事実かというふうに思いますけれども、やはり基本は、これから長期的な町の発展ということから考えますと、都市の基盤整備が最重要課題であるという認識をいたしております。

ただいまやっております総合福祉センターあるいは埋蔵文化財センター等については、前市長時代から計画され、また既に執行、動き出している部分が相当ございまして、当然それは完成をしていかなければならない部分でございます。また、国体会場等については、期限のある中で対応をしておるところでございます。

今後のそういう箱物いわゆる施設物については、十分検討した中で、最も必要な部分からやっていくという姿勢を十分考えていきたいというふう

に思います。

それから、野鳥公園等についての記事の中で、府の財政難から5年後云々という記事がございましたけれども、この趣旨はちょっと我々ではございませんけれども、いずれにいたしましてもあの一帯は市の公園として都市計画決定をいたしておりまして、順次整備をしていくということにいたしております。ただ、国体との関連もございまして、人口海浜の側から整備をいたしておりますけれども、順次引き続いて整備をしていきたいというふうに考えております。

ただ、財源は大阪府の方で国庫補助、裏負担については負担をしていただくということになっておりますので、それによって左右されないような形で事業が進められるように、府の方にも十分その趣旨を申し上げ、おくれることのないように努めてまいりたいと考えております。

それから、国体会場とあとの関係でございまして、現在、国体会場の整備といたしまして、隣接したところに公園整備を行っております。内容的には管理棟、それから駐車場、それからテニスコート4面ほど、そして芝生広場等、植栽等でございますけれども、これは平成7年度、それから8年度でその部分は概成をしたいというふうに考えておりました、国体終了後につきましては、多目的グラウンドとそれから市民球場と、そしてこの隣接した緑地と合わせて市民の方々にできるだけ広く御利用いただけるように考えてまいりたいと思っております。

それから、りんくうタウンの分譲が進まない原因として、景気動向のほかには何かあるかということもございましたけれども、本市のりんくうタウンの分譲につきましては、1つは空港関連産業ゾーンと、もう一つは産業ゾーンという2つになっております。特に、産業ゾーンについては、当初の埋め立て免許との関係から、2市1町の最優先分譲という1つの、比較的面积としては狭い部分での募集ということがございましたけれども、これをやりました中で、ほとんど応募者がなかったということで、現在枠を広げた中での検討をお願いしているところでございます。また、分譲単価については、坪当たり約70万から80万ということで、産業の進出にしましてはいささか高いというのが否めない事実かというふうに思っております、価格抵抗が相当あるのではないかというふうに思っております。

それと、まだ具体的に建物等が建っておりませんので、そういう1つのパ

イロツト的な進出企業があれば、それにまた準じて後続があるという現象はよそでも見られるわけですが、まだそのパイロット企業というのが物としてでき上がっておらないということも1つの理由かというふうに思います。

あとは、細かい部分で相当理由はあろうかというふうに思いますけれども、私どもも参加した中で新たなパンフレットの作成、あるいは日経新聞、全国紙へのPRとか、いろんな形で積極的な展開を図ってきておりますので、もう少し状況を見させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから最後に、意思決定の中での市民参加という問題でございますけれども、御指摘の点につきましては、就任以来市民との対話を行政を執行する上で重要視をしてまいりました。その手始めがおはよう対話でございます、また昨年5月から始めました地域懇談会でございます。これまでそれらを通じまして多くの市民の皆様から貴重な御意見、要望、提言をいただいたところでございます。

これらの御提言は、施策の決定過程で生かされてきたものであり、中長期的に考えなければならないものもございます。今後とも事あるごとにひざを突き合わせた市民との対話を続けていく必要があるというふうに考えております。

ただ、もう少し御提案ありましたような形での対応ができないかどうか、考えてまいりたいというふうに思っております。池田市では最近、市民参加の1つのシステムづくりをされたようでございますが、これもいろいろ賛同の部分と批判の部分があるようでございますけれども、いろんなところのものを参考にしながら、よりよい市民参加型を考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

副議長（巴里英一君） 細野公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 北出議員の行財政改革にかかわります私の、公室のかかわります部分につきまして御答弁させていただきます。順序が若干前後するかと思いますが、御了承よろしく願いいたします。

定員の問題でございますが、厳しい行財政環境の中で市民ニーズにこたえる行政運営を行っていくためには、適正な定員管理に努めていかなければならないと考えてございます。また、事務事業を効果的かつ効率的に遂

行していく上で、適正な人員配置を進め、計画的な職員採用を行っていく必要がございます。そのため、来年度におきましては退職者の動向を十分勘案しながら、今後の採用基準となる中期的な採用方針の策定を予定しているところでございます。

次に、職務の適正配分等でございますが、各部署におきまして所管の業務を適切かつ迅速に遂行していく上で、職員一人一人が自己の能力を最大限に発揮していただく必要がございます。そのためには、各職員への職務の適正配分と環境づくりが大きな影響を持ちますので、今後とも管理職に対します職員研修等を通じましてさらに徹底を図るとともに、職員の適正配置と人事管理に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

また、部長、参与、参事の指揮系統についてでございますが、参与及び参事の職務といたしましては、重点的、緊急的な特命課題を遂行するためにスタッフ職として配置してございまして、また部長や次長の補佐役を担っているのが現状でございますが、今後スタッフ職のあり方について、行財政改革を推進する中で検討してまいりたいと考えてございます。

また、保育所や幼稚園の統廃合についてでございますが、それぞれの統廃合を考えた場合には、問題点の整理を図るとともに、園児数の推移等関係者の意見を踏まえながら検討していかなければならない課題が多々あるものと考えてございます。したがって、長期的な視点に立って今後検討してまいりたいと思っております。

次に、出先機関の統廃合についてでございますが、各施設においてはおのおの固有の業務を持ちまして、また市内に散在している実態の中で、市民サービスの面や管理運営面等からも十分検討していく必要があると考えてございます。また、出先機関等の人員配置につきましては、事務事業量を十分把握しながら、人員の適正配置に努めてまいりたいと考えてございます。

また、文化ホールと図書館の問題につきましては、行財政改革の推進の中で検討してまいりたいと思っております。

それと、係長級の役割、職責についてでございますが、泉南市事務分掌規則の第4条にありますとおり、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督することになってございます。すなわちまず事務分掌規則で定められている係の仕事内容につきまして、課長、課長代理の指示

のもと、係員を指揮監督することでございます。そのためには、係の仕事内容を熟知することはもちろん、常に仕事の内容が行政需要に応じたものであるか意欲的に研究するような取り組みの姿勢が必要でございます。

また、係長級昇任選考試験の展望についてでございますが、今年度につきましては、確かに係長級昇任選考試験の対象者の中で、実際に事務職としまして受験したのが1人であったということでございますが、残りの方につきましては、昨年度も対象者であったということでございます。

今後の見込みでございますが、昭和60年ごろから採用がふえだしたことに伴いまして、来年度以降は、新たな対象者は10人前後になるものと思っております。

それと、接遇の問題でございますが、市民の方はいろんな思いを持って市役所なりに来庁される、また問い合わせをされるわけですし、それに対しましては、常に私ども職員が市民に対しまして親身になって対応することが基本であると思っております。そういう点で、今まででも接遇研修等を一定程度やってきているわけでございますが、今後も議員御指摘のことも踏まえまして検討してまいりたいと思っております。

それと、健康福祉部の組織の問題でございますが、今後の高齢化社会等の時代の要請の中で、今後重要となります医療・福祉・保健、この部分を充実させるというふうな意味もございまして、従来市民部にごさいました国保年金課と保健センターを、特に保健センターにつきましては保健推進課と名称も改めまして健康福祉部に合体したところでございます。

それと、広報紙につきましては、一定の評価をしていただきまして、ありがとうございます。広報紙につきましては、これまで各方面から貴重な御提言をいただいているところでございます。今回の御指摘は、紙面を通しての質疑応答はできないかという御質問でございますが、現在のところ紙面等に限りがあります関係上、今後の検討事項とさせていただきます。方法も含め十分調査研究してまいりたいと考えております。

また、編集方針につきましては、今後企画面での充実に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

副議長（巴里英一君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 北出議員の、まず行財政改革についての経

常経費のカットの関係でございますが、8年度の財政緊急対策の中で常経費をカットさせていただいてます分につきましては、行財政運営の中での経費といたしまして、需用費の消耗品、役務費、そして委託料、備品購入費など経常的な経費の節減を考慮いたしましたので、よろしく御理解いただきたいと思います。

次に、入札時の競合価格が接近し過ぎているという関係でございますが、本市は指名競争入札に参加する業者に対しまして、金額抜きの設計書の配付を行います。その設計書に基づき、各業者が積算した金額によりまして入札額を決めているというように理解をいたしております。そのときの業者の積算額が通常の単価によって積算されたものであれば、業者間における入札額が接近してくるということも不自然ではないのではないかとこのように考えております。

また、入札時での本市の積算いたします予定価格の調書の金額が事前に漏えいしているというような事実は、断じてないと申し上げておきます。

また、工事請負を強要する業者がないかということでございますが、そのような業者は見当たりません。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） 金田同対部長。

同和対策部長（金田峯一君） 私の方から北出議員の御質問の中で、同和対策経費についてを御答弁申し上げます。

平成7年度分は決算ができておりませんために、概算見込みということで御理解賜りたいと存じます。事業費総額は26億8,128万1,000円でございますが、そのうち国庫支出金が11億8,113万3,000円でございます。府支出金が1億9,943万8,000円でございますが、合わせて国庫・府支出金が13億8,058万1,000円となっております。事業費総額に占める割合でございますが、51.5%でございます。また、地方債は9億340万4,000円、その割合は33.7%でございます。また、市の支出負担額は3億9,730万6,000円でございますが、割合にして14.8%でございます。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） 松村空対室長。

市長公室参与兼空港対策室長（松村 実君） 空港関連事業での国庫・府補

助金等の支出の割合等についてお答えをいたします。

一応空港関連事業といたしましては、昭和62年度から整理をいたしておりまして、平成6年度までの決算累計で総額で323億、うち国庫が70億、およそ21%、府支出金が11億、3%、それから一般財源が37億で11%、その他につきましては、地方債とか府貸付金等でございます。一応総計でございますので、特別会計の下水道会計も含めて総額で数字を申し上げました。

副議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 北出議員の御質問のうち、請負契約の中の積算基準につきまして御答弁をさせていただきます。

本市の土木工事の積算につきましては、国、各省庁——建設省ですね、道路局、都市局と農林省が指定した建設工事積算基準をもとに、大阪府で取りまとめ編集して大阪府下の市町村に配布しております積算基準を参考に、積算根拠として使用いたしております。

各種工事単価につきましても、大阪府にて使用頻度の高い材料につきましては、大阪府下で取りまとめ各地域ごとの単価を標準品単価として各市に配布しております単価を使用して積算をいたしております。

また、一般単価は、販売しております建設物価帳並びに積算資料を使用して積算をしており、国・府及び府下の市町村で積算しても、ほぼ同じ工事内容で同じ場所であれば、ほぼ同じ価格の設計金額であり、標準価格として積算をして発注しているというのが実情でございます。

次に、環境行政のうち、議員御質問の自然環境保全についてでございますけれども、自然は私たち人間にとって欠くことのできない資源でございます。心の安らぎの源でもあります。人間は限りなく自然の恵みを受けて今日に至っておりますが、近年の産業経済の高度成長過程において、森林の破壊、重金属による水質汚染、工場や排気ガスによる大気汚染等、地球規模の自然環境への悪影響は、相当進んでいる状況でございます。

そういう状況において、幸いにも本市はいまだ豊かな自然や歴史的資源にも恵まれておる状況でございます。これからもこの貴重な環境を守っていく責務があるというふうに考えております。

本市は、森林区域においては、府の設置した水源涵養、土砂流出防備といった保安林と無秩序な開発を抑制する近郊緑地保全区域を擁し、森林地

域の保全に有効な役割を果たしております。その他、保全に対する事業といたしましては、平成6年度より信達郷共有林野組合さんの御協力を得て松くい虫の防除事業を実施し、枯れ木の倒伏防止、被害の拡大防止に努めております。また、平成7年度においては男里川河口付近を中心とした銃猟禁止区域を設定し、野鳥の保護を行っております。自然とのかかわりが深い農業におきましては、平成7年度に泉南市地域環境保全型農業推進方針の策定を準備いたしております、環境に優しい農業の確立を目指したいというふうに考えております。

以上のような施策を講じておりますが、これからも大阪府とより一層連携を図りながら、一体となって積極的に自然環境の保全に努め、緑豊かな環境づくりに努力していく必要があるというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

副議長（巴里英一君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長（大田 宏君） 私の方から、ボランティアの位置づけについて御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、阪神大震災時のボランティアの活動の重要性は、衆目の値するところでございました。本市といたしましても、この教訓を踏まえ、ボランティア活動の活性化に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。そのためには、さまざまな施策が考えられますが、地域活動に比重を置いたボランティア活動に取り組んでまいり、お年寄りや障害者が安心して住めるまちづくりの推進を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。よろしく願い申し上げます。

副議長（巴里英一君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） 環境行政についてのお答えをいたします。

工場排水、生活排水などによる河川の汚濁、さらには廃棄物問題などのいわゆる都市生活型公害が深刻化している中、市民の環境問題に対する意識の向上を図るために、環境美化に積極的に取り組むよう工場、事業所、また多くの市民に呼びかけ、理解と認識を深めていき、積極的に行動を進めていくことが大切だと考えております。なお、工場、事業所に対しては環境基準の規制を行政指導とし、人が住みよい環境づくりに力を入れていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、酸性雨についてお答えいたします。

酸性雨については、大気汚染が主な原因ではないかと思われます。当市
といたしましては、泉南市内で窒素酸化物の測定を21カ所で行っておりま
す。当市内ではいずれも環境基準をオーバーしておりません。今後も
大阪府と連携を密にし、大気汚染について各工場に指導してまいりたい
と思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

副議長（巴里英一君） 答弁漏れはございませぬか。北出君。

6番（北出寧啓君） 電話での対応で、職員が自己の所轄と名前を言っ
て対応するということは、行政事務にとって必要なことだと思ひん
ですけれども、その辺のお考えをお示し願ひたいと思ひます。

副議長（巴里英一君） 細野公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 電話対応についてのことだと思ひ
んですけれども、その場合、所属と本人の名前ですね、それを言う
のが普通ではないかと、そういうように思ひています。

副議長（巴里英一君） 北出寧啓議員。

6番（北出寧啓君） その辺、市長部局として指導をしていただき
て、今後積極的に実施するということございませぬか。

副議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 今後、そういう方向で指導して
まいりたいと思ひております。

副議長（巴里英一君） 北出寧啓議員。

6番（北出寧啓君） 一応やるというふうに理解さしていただき
たいと思ひます。

いろいろの問題、幼稚園、保育所等の人数の問題というのは、これは
かなり大きな問題になってくると思ひます。実際、人件費が多いところ
を見ますと、やっぱり保育所とか幼稚園はかなり多い。ただ、これは
地域的な特性とかそういうふうな問題がかなりございませぬので、
簡単にはいかならないと思ひますけれども、それとさらに余剰人員を
ほかへ配置転換するとか、その辺の考えはございませぬでしょうか。

副議長（巴里英一君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 今の北出議員の御質問、保育所、幼稚園に関
連してのお話だと思ひんですけれども、幼稚園、保育所の統廃合
あるいは定員の問題でございませぬけれども、当然今御提起のあり
ましたように、人件費として

は非常に大きなウェートを占めておるといのは事実でございます。定員の適正化とか、あるいは合理的人員の配置というの、行政改革の中の非常に大きな課題でございますので、これについてはいろんな分野でそれぞれの配置人員が適正かどうかということは検討はしてまいりたいと考えております。

そのときに、余剰人員といいますか、非常に言い方は難しいんですけども、一定の人員が余った場合にどうするか。ついては、これは人的な問題、人事の問題として当然考えなければならないというふうに考えておりますが、先ほどおっしゃられたような統廃合の問題は、在園者にとりましても、あるいは地域にとりましても、非常に大きな課題でございますので、単に行政改革というわけにはまいりませんので、先ほど公室長より答えましたように、いろんなその辺の問題点ですね、長期的観点から検討をさせていただきたいというふうに考えております。

副議長（巴里英一君） 北出寧啓君。

6番（北出寧啓君） いろんな問題点がございと思いますので、一応問題提起ということで、今後機構改革なりそういった所轄で検討していただきたいと思います。

細かいことですが、今青少年センターというのは人員が8名ぐらいございます。今の局面で、解放会館などは広く市民に提供するという方向でなされているということを伺っておるんですけども、青少年センターもさらに広域的に利用度を高める形の施策提言などはしていかなものかと思っておりますけれども、その点についてお聞かせ願います。

副議長（巴里英一君） 丹羽教育指導部長。

教育指導部長（丹羽 久君） お答えを申し上げます。

青少年センター、現在8名ということでありましてけれども、当然これは青少年センターと同時に、泉南市の児童館としての位置づけもしてございます。現在、青少年センターの活動の中では、市民の方々あるいは子供さん方に窓口を開いていっている。実績の上で申し上げますならば、まだまだ十分御利用いただいている状況はありませんが、既にほかの地域からの子供たちも参加いただいている。さらには、今後ともこれは皆様方に活用いただけるような状況等も考えてまいりたいと、このように考えておるところであります。

副議長（巴里英一君） 北出寧啓君。

6番（北出寧啓君） 市長に——まずほかの方にお聞きしてもいいんですけど、ボランティア活動の全体の——ボランティアというのは、さっき申しましたように行政とは相対的に独立しておりますから、直接の関係はない団体が多いかもわからないですけども、泉南市域に点在しているそういうボランティア活動のグループとか、そういうことの調査、掌握については、どの辺までなされているのでしょうか。そして、それに対する補助とかを含めて、補助が適正かどうかというのは、また考慮しなきゃならないと思うんですけども、その点についてちょっとお答え願いたいと思います。

副議長（巴里英一君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長（大田 宏君） ボランティアグループでございしますが、社協の方が担当いたしておりまして、今現在9グループがございします。個々に言いますと、入浴介助の「いこい」とか、紙芝居の「拍子木」とか、対面朗読の「やまびこ」とか、そういうふうな形で9グループがあるわけがございまして、補助金といたしましては、ボランティアセンターの運営費といたしまして50万余りですね。それとまた、ボランティア運営事業費といたしまして、これは大社協の補助も入っておるわけがございしますが、340万程度の補助金は出しております。学童ボランティア活動普及事業費といたしまして、各地区に3万円ずつ7地区に補助をいたしておるのが実情でございします。それともう1つ、有償ボランティアということで、新家の方に1カ所ございします。

以上でございします。

副議長（巴里英一君） 北出寧啓君。

6番（北出寧啓君） 環境政策について、府の条例というのはかなり厳しい文言で記述されているわけですよ。市町村は豊かな環境の保全、創造の責務を負うと。事業者は環境への負荷の軽減と環境保全の責務を有すると。府民は、府や市町村の施策に協力する責務を担うというふうに、かなり厳しい文言で書かれているわけですけども、今お聞きした枠組みでも市が関与しているというのは、なかなか今のところ少ないのかなと。例えば、男神社とか金熊寺の信達神社とか、こういうことの例えば環境保全区域に指定するとか、そういう形を1つの系統立ってほとんどまだなされていな

い段階。今後、どのような展開を考えていらっしゃるのか。今、ほとんどないという状況でございますが、その辺の施策展望を少しでもお聞かせ願いたいと思います。

副議長（巴里英一君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、府条例には第3条、第4条に市の責務とか環境保全に対していろいろございます。ただ、市の条例においても、公害とは人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生活環境が阻害されることのないという規定がございますので、その条例に基づきまして関係機関、府に対して、保全といいますか、そういう方向で働きかけてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

副議長（巴里英一君） 北出寧啓君。

6番（北出寧啓君） それから、事業所等に対するという責任問題について、さっき聞き取りにくかったんですけれども、今後対応していくということなんですか。ちょっとその点を——どういう形で対応されるのか。とりたててそれを強調しているわけじゃございませんけれども、発言なされたので、その辺を少し明確に。

副議長（巴里英一君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えします。

公害といいますのは、特に泉南市が主に市は市でせないかんのでございますけども、議員御指摘のように大気汚染といいますのは、もちろん市の公害の条例にもありますように、公害の7典型の1つでございます。やはり広域的にせないかんということで、大阪府と連携を密にして、工場に対しての立入調査なり行政指導をやっていきたいと、かように思っておりますので、よろしくお願いたします。

副議長（巴里英一君） 北出寧啓君。

6番（北出寧啓君） 酸性雨というのは、うちの方の関係で調査した結果なんですけど、そういう調査はされておりますか、例えば酸性雨とか降雨時の。そういうデータは、例えば市単独でなければ府からの資料提供とか受けているんでしょうか。

副議長（巴里英一君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） 酸性雨についての資料は、うちは今のところ

府からもいただいております。うちの資料としてもございません。

副議長（巴里英一君） 北出寧啓君。

6番（北出寧啓君） それでは、市長に伺いたいと思うんですけれども、地域懇談会とかおはよう対話とか、積極的な市民との対応も、なかなかこれも難しいと思うんですけれども、さまざまな提言を受ける。提言を受けて、しかし実施できない問題もたくさんあると思います。問題は、討議することが一番市民と触れ合って意見を拝聴する、そこから施策的展開を構成していくということは非常に貴重なことで、単純に即決してやるというわけにいかないと思うんですけれども、その経験の中で今後どうされていくのか。一定のどういうふうな成果——物的な成果とかいう形じゃなくて、市民との交流とか論議をすとかいう意味での成果みたいなものをお聞かせ願えればと思います。

副議長（巴里英一君） 市長向井通彦君。

市長（向井通彦君） 私、地域懇談会で期待をいたしましたのは、例えば前の道を直してくれとか、水路を直してくれとか、そういうこともそうなんですけど、そうじゃなくて、もう少し自然体あるいは地域全体としての課題あるいは問題点、そして地域と市とのかかわりの中でこれからどういうような施策を展開していくのがいいとか、そういうちょっとグローバルな感じでのやりとりを期待をしておったわけでございます。もちろんそういうことも随分ございました。また、一方では、身近な整備要望もございました。

それで、昨年5月からやりまして、あと1カ所残っておりますが、ことしの4月で一応一巡いたしますので、今各地域ごとのそういう地区懇談会で出た内容の概略の一覧といいますか、わかりやすく取りまとめをいたしております。一巡した中で、それらを1つの表なり何なりにしまして、そして地域の課題というものをまず掘り当てていきたいと。もちろん比較的簡単にできるものは、当然地域のニーズということでやっていきたいというふうに思いますけれども、中には当然大きな問題、中長期的な問題もございまして、また市全体にかかわるようないろんな御提案もございましたから、それらは一定の整理をして、今後の施策運営に反映できるものはしていきたいというふうに考えております。

今後どうするかということなんですが、一応一巡をいたしましたので、

当面その集約をまずやっていきたいと。今後毎年——毎年というかわかってやっていくというのもどうかなというふうに思っておりますので、また違う形態とかそういうことも一方では考えていかなければいけないのではないかというふうに思っております、これは今後の私どもの課題としてとめさしていただいておりますので、一巡後は次の展開についていろいろ新たな展開を考えてまいりたいと、このように思っております。とりあえず一巡をした段階で整理をしたいと、このように考えております。

副議長（巴里英一君） 北出寧啓君。

6番（北出寧啓君） 一応意見をお聞きし、政策へと高めていくという1つの形はできつつあるかなと思うんですけれども、それではさっき申しました自己責任と相互扶助という、特に財政危機の中で、やっぱり市民自体の自己責任の活動ということ、そういうのをいろいろ積極的に図る。例えばN G OとかN P Oとかいう、これが大阪南部はほとんどないという現状でございますけれども、まずそういうことの積極展開を図る。それに支援をするという形は、今後ともますます要請されてくると思うんですね。その辺の自己責任、相互扶助に基づいた地域共同体の活性化みたいなものについては、どのようにお考えなんでしょうか。

副議長（巴里英一君） 市長向井通彦君。

市長（向井通彦君） 行政と市民といいますか、住民との役割分担という点かというふうに思いますが、最近市民の方々のニーズも非常に多様化をしておりますし、また一部高度化もしてきているというふうに思います。そういう中で、私といたしましては、要するに地域の方々でできる分野については、できるだけそういう形をお願いしていく時期ではなかろうかというふうに思っております。

とにかく行政にすべて依存ということは、なかなかこれからのいろんな高齢化社会が進展していくという一方の中での行政の1つ果たす役割として、どうしても固定経費といいますか、先ほどからいろいろ議論になっておりますような経常経費につながっていく部分がございますので、身近な点はできるだけ地域の方でやれる分はやっていただきたいなという希望を持っております。

ただ、これはやはり相互理解というのが必要でございますから、それをいかに醸成していくかというのが課題かというふうに考えているところで

ございますので、今後ともいろいろな機会を通じましてお話し合いの中でも申し上げたいこともございますので、ひとつそういう形でやってまいりたいというふうに思っております。

副議長（巴里英一君） 北出寧啓君。

6番（北出寧啓君） 先ほど簡単な事例で、例えば電灯の清掃をしてくれ、もう暗くて仕方がないと。どこがやってくれるんかというふうな話をこの間提言を受けたんですけれども、実際問題、あれの清掃全体というのは大変な作業になると思います。そういうことが結構あると思うんですよね。例えば、それを一例で指摘さしていただいたんですけども、その点についてはどのような対応をされるのか、すればいいのか、所轄にお答え願います。

副議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 防犯灯の汚れのことだと思いますけれども、防犯灯はうちの道路課の方で所管をいたしておりますけれども、市内には約5,000近い防犯灯がございます。それをすべて定期的にとというのはなかなか難しいわけがございますので、防犯灯は蛍光灯でございますので、何年か経年変化で球切れを起こすというのが——蛍光灯は寿命が短こうございますので、そのときに修繕を電器屋さんをお願いしてるんですけども、そのときに一緒に蛍光灯のかぶせるカバーですね、その辺は清掃をちょっとしてもらおうというような形の取り扱いはできると思うんですけども、提言いただいておりますように、道具とかその辺のノウハウを渡してということになりますと、かなり電柱の高いところについてるということでございますので、大変危険が伴うんではないかなというふうに我々考えております。提言いただいておりますので、一度その辺も含めて検討はさせていただきますけれども、現状としては、そういう球切れのときに若干清掃するという形をとらしていただいているというのが実情でございます。

副議長（巴里英一君） 北出寧啓君。

6番（北出寧啓君） 関連でございますけれども、例えば家の前のどぶ掃除をしてくれとか、草をひいてくれとか、いろいろ多様にあると思うんですよね。例えば、これも行政の枠組みでそういうのは市民の自己責任でやってくださいみたいな、一定の対応のマニュアルをつくっておく——つくっておくって、できるかどうかちょっと難しいですけども、一定の判断基

準を今後考えていかなければ、すべからく平身低頭で職員が謝ってすみませんということで駆けつけるという構造の繰り返しで、やっぱりよくないと思うんですけれども、そういう対応についてはどうお考えでしょうか。

副議長（巴里英一君） 市長向井通彦君。

市長（向井通彦君） 草刈りとかは、例えば公園なんかの管理の部分につきましては、自治会なりをお願いをいたしまして、ほんとにコーヒー代ぐらいで年間維持管理をお願いしてるという部分もございます。ですから、そういう部分は積極的に我々も対応をしておりますし、地域の方々にそれらについても、委託とはいってしましてもほとんど奉仕活動に近い形だというふうに思いますけれども、そういう形も一方では進めておりますので、そういうことも含めてやはり行政と、そして地域住民との相互理解のもとに、できるだけ地元でやれる部分についてのお願いということもしていく必要があるかというふうに思います。

ただ、固定化するというのはなかなか難しく、物も皆、例えば排水にしてもごく簡単なものから非常に複雑なものもございますので、なかなかいかないかというふうに思いますけれども、そういう身近なことはできるだけひとつお願いをしたいという心構えといいますか、そういうことについては、やはり私どももこれからはお願いをしていく立場にあるかというふうに考えております。

副議長（巴里英一君） 北出寧啓君。

6番（北出寧啓君） 最後に、質問させていただきます。

最初にも触れさせていただきましたけれども、予算削減、これは経常費カットを含めて1億数千万ということで、これは行革の端緒であろうというふうに考えます。実際問題、機構改革とか職員一人一人の最大能力を發揮する環境をつくっていくとか、そういうことが今後のほんとに深刻であり、真剣に検討していかなければならない課題であると思うんです。今つくってますということで、実際ははしり的なものは去年の3月からかでき上がっていたけど、ほとんど機能せずに1年間来た。12月あたりからまた動き出して、現在に至っているということなんですけれども、本気でやる気があるのか。それから、それでやるとすればどの辺の展望を持てるのか。抽象度はどのレベルでも構いません。助役、答えていただければありがたいと思います。

副議長（巴里英一君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 行財政改革に関する今後の取り組みへの質問だと思いますが、去年の5月以来本部を設けまして、今まで休眠的な状態じゃなかったかという御指摘でしたが、一応各部会を設けまして、それぞれで財政運営部会につきましては、収入見込みの算定を行いましたり、あるいは企画調整部会では事務事業の今後の需要見込み、あるいは定員管理部会では一定の行政需要の把握と、どれぐらい人が要るのかといったような基本的な調査はしてまいりました。ただ、8年度に向けてその時点で早急な結論を得るといふとまがございませんでしたので、その中で課題を振り分けてまして、8年度に緊急的に行うべきものと、それから中長期的に取り組むべきものというふうに分けまして、今回の予算の中では、先ほど説明いたしましたような緊急的なものを実施させていただいたということで、これはあくまで行革の幕あけといいますか、スタートだけでございまして、抜本的な対策という状況には至っておりません。したがって、今後取り組む課題としましては、まず入る方をいかに確保するか。これは財源の確保ということで、当然徴収率、現在非常に低いわけですが、その辺の問題なり、あるいはりんくうタウンの企業誘致、税収の増を図るということも考えなければなりませんし、あるいは使用料、手数料の適正化ということもやはり避けられない問題であろうかと思えます。

それから、今度は出る方をいかに制するかということで、人件費をいかに抑制するか。これは非常に大きなウエートを占めておりますので、それをどういうふうに抑制していくか。それから、事務事業につきまして今後の見通せる財源の中でどれを優先的に実施していくのか。それから、合わせまして当然簡素・効率的な機構の問題、あるいはその中でマンパワーを十分に発揮できるような人の養成、そういったことも当然課題となってこようと思えます。

いずれにしても、こういう課題をこなせなければ、市民ニーズに対応した予算は組めないというのが現状でございますので、全庁一丸となって取り組んでいくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

副議長（巴里英一君） 以上で北出寧啓議員の質問を終結いたします。

3時15分まで休憩いたします。

午後2時36分 休憩

午後 3 時 2 0 分 再開

議長（島原正嗣君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8 番小山広明君の質問を許可いたします。小山君。

8 番（小山広明君） 小山広明です。よろしくお願いを申し上げます。

市政は市民の厳粛なる信託によるものであって、その権威は市民に由来し——これは憲法の前文の国というところを市と変えたわけではありますが、このことを最近の国会の状況を見ておりますと思われま。また、市民の権利は、市民の不断の努力によるとも書かれてお。りまして、このたびの政治に対する不信、また選挙に対する棄権の問題は、国民みずからがいい国をつくる、いい社会をつくるということに努力をしていかなければならないことを示すものだと思います。泉南市の財政問題でいろいろ議論がなされておりますが、私は補助金に頼らない運営を思い切って考えてはどうか、そのように思うわけでありま。

また、泉南市は 6 カ町村が合併をしてなった市であって、市の中心がなかなか見えない市でもあります。私は、これもまた、6 カ町村時代の状況に戻すことも大胆に考えて、行政の出先機関をこの地域に戻してはどうか。いわゆる泉南市における地方分権ということも考えてはどうかと思。います。

先ほども言いましたように、国会のあの座り込みの状態は、大変国民にいろいろな不安を抱かせておるわけでありま。すけれども、私も議会に入。りまして、議会がこのよう。なことかという驚きを持ったことがたく。さんあります。しかし、考えてみれば、議員や代議士が偉いもんだと勝手に思っている我々普通の市民にも、私は 1 つの問題があると思。うわけでありま。す。理解できないようなことを私たちの市民レベルに戻してみれば、ごく当たり前。に思。うこと。も。う。な。ず。ける。の。で。は。な。い。で。し。ょう。か。

そういう意味では、これまで政治というものが前面に出てこ。ずに、行政が実際の政治を動かしてお。った時代から、人間が、政治家が表に出。ていろ。んな物を考えていくとき、私はいろ。んなすきが見えてくるのではないかと思。いますけれども、それはある意味で私は政治が市民に近づいたことではないかと、そのように思。うわけでありま。す。

4 0 代の御夫婦がハウレンソウの手入れをしてお。られました。私はどれ。ぐらいと尋ねると、1 0 円とさら。っと言。われま。した。値段のことよりも、市場で自分がつ。くったハウレンソウが一番先に値がつ。くかどう。かだ、その

ようにいい表情をして語られておりました。市場の責任者は気を使って、これぐらいでいいですかと時々尋ねられるということでもあります。こんな人が泉南市におられることに、私はむしろ驚きました。そして、黙々と10円という1束のハウレンソウを束ねておる人の姿に、私はある意味で理解ができたわけでもあります。これは、市内できれいな水が流れる幡代と兎田地域があるわけではありますが、ハウレンソウを市に出すために作業をしている人は、この地域に住んでおられる方でした。

さて、区長会から議員の数を26人から20人に減らすという要望が出ています。私は、市民の声を伝える議員の数を減らすことには、反対であります。市民が政治に関心を失っていく方向は危険です。どうぞ市民の皆さん、政治に参加してほしいと思います。

財政危機をチェックするのは、議会の仕事であります。これが人数を減らすことで市民の立場に立ったものになるとは、私には思えません。選挙運動の幅が狭められ、立会演説会もなくなり、現職有利の状況にあります。決して市民が出やすい状況は、だれもつくってくれるわけではありません。削減の理由にもなっている財政が厳しいことに対して、議会はそれなりの対応をしていく必要は、私はあると思います。議員報酬も含めて調査費、視察費、本会議延長による食事代、議員研修の食事代や親善野球等の食事のあり方なども削減の対象にして考えていかなければならないと思います。私ができることについては、実行してまいりたいと思います。

それでは、具体的な市長の政治姿勢についてお伺いをしてまいります。

人権についてであります。これは少数者の問題、いわゆる多数の意見で物事を決めていくわけでありましてけれども、少数者の意見の尊重とは、具体的に行政の長としてどのように考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

次に、平和についてであります。武力や力を背景としたあり方は、持たない者にはそれ自体が脅威であります。私は、視察で1月に沖縄に行っていました。うまい酒、食べ物、音楽、踊りなど、文化の豊かな沖縄を見ました。沖縄は琉球国と言われて、武力を持たない国であったと私は知りました。強いことは長くは存在せず、弱いことは長く続くという言葉が那覇市長は紹介されました。弱いことは優しさにつながります。国と国との関係も、人と人との関係、愛する者をそのまま粗末にすることはあり

ません。沖縄が好きになるような外交を沖縄は長い間やってまいりました。日本国憲法の非武装の9条、自衛隊の本質は、私は軍隊であると思います。沖縄は、既に非武装であったのであります。改めて自衛隊のあり方について、市長のお考えをお聞かせいただきたい。小学生でも憲法9条と自衛隊のあり方は、理解できないと思います。

次に、環境の問題ですが、市長のスローガンでどのように具体化されるのか。今回の埋め立て用土砂を市内から取るように求めることは、私には納得できません。緑・水あふれるとどのように結びつけられるのか、お答えをいただきたいと思います。

次に、地方分権についてお尋ねをいたします。

我が市で言うならばどうか。先ほども冒頭に申し上げましたが、私は6カ町村が今なお6カ町村の生活空間をつくっておると思います。いまだに泉南市が中心地をつくり得ておらないのは、やはり長い間生活の場として1つの地域が私は独立してあると思うわけであります。そのようなことに合わせた泉南市における地方分権を考えてはどうか、そんなことを市民の皆さんと話して思いました。例えば、樽井地域に行政組織をつくって30人か50人ぐらいの、すべて樽井の行政に対する要望はそこで処理ができる、そして樽井だけでできない、泉南市全体でやらなければならないのは、現在の泉南市政でやるというようなことを考えてはどうか。大変突拍子もない提案ですからすぐには答弁できないかも知れませんが、それぐらいのことを考えて、ひとつ市民の要望にこたえてはどうかと思います。

それから、地方の役割についてお尋ねをいたしますが、地域にはそれぞれに特徴があるのは当然であります。それを殺す形での何事も中央がコントロールする今のやり方は、破綻を来しております。沖縄読谷村の山内村長は、地方には地方のよさがあると言って、3万4,000人の人口にもかかわらず村にこだわって村を運営されておられます。山内村長は、何も地方がいいということ言うのではない、地方には地方のよさがある、中央には中央の役割がある、そんな言葉で地方の存在を語っておったことが私は印象的でした。そのようなことで、泉南市に合った施策をするために、何がネックで何が課題かということについて、市長の答弁をお願いします。

次に、新空港の問題についてお尋ねをいたします。

地盤沈下の問題が新聞でも時々ニュースになっております。50年間沈

下し続けるという新空港のあり方は、バブル時代に無理に無理をして立てた計画のしわ寄せが出てきておると思います。この地盤沈下の現状と、このことについて市はどのように考えておられるのか。市域に空港があるわけでありますから、無関心ではおれないと思いますので、お考えをお聞かせいただきたい。

環境の問題で、同じ音でも、今いい音と嫌な音があるというようなことが言われております。鳥の声はどれだけ大きくても嫌には思いませんが、車が走る音や飛行機の音などは、嫌な音の部類でありましょう。そういう意味で最近時々、すごく大きな飛行機騒音に耳を奪われる状態があります。この騒音の問題について、行政はどのような現状認識と対応を考えておられるのか、お聞かせください。

陸上飛行ルートは、市長が明確にそのことを否定しておりますが、なお運輸省がそのことをあきらめたという報告はありません。私は運輸省がこの問題については、絶対に陸上を飛ばないということを明言するように市長として迫るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、経済性の問題についてお尋ねをいたしますが、関西新空港は1日2億円の利子がかかると言われている問題。なお、2期工事をやっても工事代は現実的には2倍ぐらいかかるわけでありますから、需要が倍になるわけではないわけであります。このような財政的に破綻するような2期工事を泉南市が推進するという意図は、財政問題の面からはどのように考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

次に、市営住宅の払い下げについてお尋ねをいたします。

市長は昨年暮れ、建てかえをするという回答を住民にされたようですが、なぜそのような判断をしたのかの理由が明確ではありません。1つは、市長として払い下げを約束してきた問題にどう答えるのか。また、府に対して、払い下げの問題について事実が書かれずに府に問い合わせをされておる文書が出されておりますが、なぜ府に行政として払い下げを約束したという事実を書かなかったのか、このことについてお答えをいただきたい。

それから3点目は、この判断が、建てかえという実行性が私は甚だ疑問であります。さきの質問者の答弁に対しても、住民の理解を得なければできないということは明言しておるわけでありますから、住民は市長に対し

て抗議文を出し、建てかえには反対をするということを明確に意思表示をしておるわけでありますから、その面から実行性についてどのような判断をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、川や排水路の問題についてお尋ねをいたします。

これまで紺谷川や屯道川、そして3月2日は金熊寺川を私は市民の方と歩きました。大変汚れておることに驚いたわけでありますが、金熊寺川の川を歩いて感じたのは、部分的に行われている工事がむしろ被害をもたらしておるのではないかということを感じたわけであります。部分的にしか工事がされておらないわけでありますから、極端に川幅が狭くなったり広くなったりしておって、水の流れがさまざまに流れることから、堤防を決壊しておるようなところが多々ありました。このようなことにもっと川のメカニズムをきちっと調査をして、川の整備をするべきではないかと思えます。

また、道路と同じように川は私たちの生活の最後のものを処理するといえますか、捨てるところでもありますから、もっともっとここには関心を持っていかなければならないと思えます。そのために川の調査を少なくともするべきだと思いますが、そのようなお考えがあるかどうかをお尋ねをいたします。

次に、市営葬儀の問題についてお尋ねをいたします。

他市の多くが実施しておることは、これまで市の答弁でも明らかであります。早急な取り組みをしてほしいという市民の願いに、市長としてこの葬儀問題にどのような判断をされるのか、お尋ねをいたします。

次に、福祉センターの問題で、建設に取りかかっているわけですが、障害者やお年寄りの利用する方の声がどこまで聞き取られておるのか、私には疑問であります。どのような声を聞き、どのように建設や運営に反映をしたのか、代表的な例があればお示しを願いたいと思えます。

最後に、ごみについてお尋ねをいたします。

私は前々からも言っておりますが、出たごみをどうするかというのではなしに、少なくとも処理困難な材質については、禁止するべきではないかと思えます。そして、減らす努力が報いられる制度を私はつくるべきだと思います。それは条件つき有料化ではありますが、一定量であればお金はかかりませんが、努力をすればその努力分を買い取る、またオーバー

すればお金を納めてもらうというような、先進地がやっておるような方法を私はとるべきだと思いますが、なぜそれが実施できないのか、そのことをお答えいただきたいと思います。

以上です。

議長（島原正嗣君） ただいまの小山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、私の政治姿勢に対する質問に対しましてお答えを申し上げたいと思います。

1点目は、少数意見の尊重ということについての見解ということですが、物事を行う場合には、大勢の方々それぞれのお考えがあるわけございまして、賛成の立場あるいは反対の立場、あるいは中間的な立場の方がたくさんいらっしゃるというふうに思います。行政を進めていく上で、そういう中で1つの判断をしていかなければならないわけございまして、いわゆる集約をして、そして判断をするという役割がございまして、その中で、大多数の御意見と、それから少数の御意見とあった場合に、それは双方その意見を十分聞いた中で判断をしていく必要があるというふうに考えているところでございまして。

ただ、最終的には当議会もそうございまして、間接制民主主義をとっている立場でございまして、それぞれの私ども執行権者の案件に対しまして御審議をいただき、御判断をいただくという立場をとっておりますので、そういう中で私どももそれらの御意見を十分尊重した中で、行政の執行に努めなければならないと考えているところでございまして。

それから、自衛隊の問題についてどうかということございましてけれども、憲法9条では一般的に戦争の放棄というふうに言われておりますけれども、日本が過去を歩んできた経験からしまして、第二次世界大戦の反省の上に立った新憲法という中で、平和憲法というのがその理念としてあるわけございまして。

ただ、その中で日本の国の安全をいかに守っていくかというのがやはり大きな課題でなかろうかというふうに思っております。世界の中の日本という中からいきますと、今おっしゃいましたけれども、非武装中立という理論が全世界にすべてそういうことであればいいわけございましてけれども、現実には例えばイラクのクウェート侵攻というようなことも現実に起

こっておるのも確かでございます。したがって、日本の国の防衛、安全という面については、専守防衛、みずから守るという立場もやはり必要かというふうに考えているところでございます。したがって、自衛隊の存在そのものについては、容認をいたしているところでございます。

次に、空港関連の先般大阪府の方に要望いたしました土砂採取と、それから私のキャッチフレーズでございます「水・緑・夢あふれる生活創造都市」との矛盾はないかという御質問かというふうに思いますけれども、本市は山間部の占める面積が非常に多うございます。当然、山間部のあり方につきましても、環境保全に留意しつつ、適正な利活用も必要であるというふうに思っております。

そういった観点から、関係団体や地元の方々の御理解のもとに、今般金剛生駒国定公園の拡大につきましても、本市におきましても495ヘクタールが指定される予定でございます。これは、泉佐野岩出線から大阪側の堀河ダム周辺を含めた山間部という予定でございます。また、青少年の野外活動の拠点として、水と森の学園整備事業を進めるところでございます。青少年の森の整備もこういった観点から詰めております。

そういった中で、議会の皆様とともに御要望いたしました関空の2期工事に伴います土砂採取につきましても、前回の第1期のときにいろんな調査等も行ったところでございまして、自然環境保全上、特に著しい問題はないとの報告が出ておるところでございます。ただ、これを仮に土取りということになりますと、当然自然環境に留意した中で、しかも跡地利用というものが市民、府民にとってプラスになるものでなければならないということは当然でございますので、その立場の中で土砂採取地の要望を行ったところでございます。

それから次に、国等の補助金等の問題との関連で、地方分権の中でその辺が足かせになっているのではないかという御質問かというふうに思いますが、本格的な高齢化社会の到来を間近に控え、情報化・国際化の進展、あるいは生活の質や環境への関心の高まりなど、社会経済情勢の変化に対応し、住民の多様なニーズに即応しつつ、活力に満ちた魅力ある地域社会を築き上げていくために、地域の総合的な行政主体である地方公共団体の果たすべき役割は、ますます大きくなっていると思っております。

このような状況のもと、地方分権は国と地方公共団体の役割分担を明確

にし、地方の自主性、自立性をより以上に高めるとともに、住民参加のもと、地域の特性を生かした多様で個性あふれる地域づくりを進め、真の豊かさを実感できる地域社会を実現することを目的といたしております。これら事業を進める上で、国からの補助金が大きなウエートを占め、一定の縛りがあることは御指摘のとおりでございますが、近年、ふるさと創生事業等にも見られますように、少なくともみずからのまちづくりについて、国からの指示、指導を待つまでもなく、みずからの責任と選択で行うという自主的、主体的な取り組みへと変わりつつありますが、さらに補助金制度の改善、緩和等に向けまして、それらを要望していく必要があると考えております。

また、今後地方分権が進み、補助金についても整理・縮小され、財源が確保されるならば、自分たちの手による個性的で魅力あるまちづくりを進めていくことが可能となってくるわけでございますが、現在のシステムといたしましては、やはり補助金に負うところが非常に多うございます。したがって、できるだけ補助金を確保しながら、そして地域の特性を生かしながらのまちづくりというものが求められているところでございます。

次に、6カ町村合併に伴って泉南市内におきましても、それぞれの6カ町村で、何というんですかね、まあ言えば大都市の区制度のようなものをやってはどうかということでございますが、私といたしましては、合併後相当日がたっておりますし、泉南市は1つという立場のもとに、もちろんそれぞれの地域の特性はございますけども、基本的には泉南市は1つであるという認識のもとに行政を進めていくということが大切ではなかろうかというふうに思っております。その中でそれぞれの地域に対応したきめ細やかさというものが当然必要かというふうに思いますが、小山議員の御提案には賛同いたしかねるところでございます。

それから、陸上飛行ルートの問題でございますけれども、私は前からも申し上げておりますように、当初の約束でございました3点セットを堅持していただくという姿勢をとっているところでございます。

ただ、この陸上飛行ルートというのは、どこまでのエリアならばという問題はあろうかというふうに思います。現に関空を飛び立った飛行機が兵庫県上空から日本海に抜けて、いわゆる陸上を通っているところもございます。したがって、この辺の解釈というのは非常に難しゅうございますけ

れども、少なくとも当初の理念であります3点セットを堅持していただきたいという姿勢は、貫いていくつもりでございます。

それから、市営住宅の問題でございますけれども、経過をつぶさに古い書類も含めてもう一度整理をさせていただいた中で、前々市長の時代ですね、確かにそういう約束もされておられた経過がございます。ただ、前市長の段階では、払い下げは非常に難しいという見解が示されているところでございます。私といたしましては、それらも踏まえて、もちろん通達ということもございますけれども、総合的な判断として、市営住宅というものは、今のニーズも合わせるならば、やはり建てかえてふやして、そして供給していくという立場がいいのではないかとということで、そのような結論づけをさせていただいたところでございます。

また、建築部長あての書類について、その辺の経過についての記載がないではないかというふうなお話でございますけれども、入居者の方々から払い下げの要望があるということは、明記をいたしているところでございます。また、面談の際は、過去の経緯等も踏まえてお話を申し上げておりますし、それから事務担の方も過去の書類も含めて府の方にお届けし、経過の十分なる説明をさせていただいたところでございます。

その他につきましては、担当部長より御答弁を申し上げます。

議長（島原正嗣君） 松村空港対策室長。

市長公室参与兼空港対策室長（松村 実君） 空港問題についてお答えをいたします。

まず、沈下の状況ということのお尋ねでございますが、これまで新聞報道等では、10月7日付の新聞報道で空港島が5,000平米小さくなった、縮んだというような報道がまずされております。それから、この2月の19日に建物が南北で25センチほどの差があるという新聞報道がされております。これは、いずれも朝日であったと思います。会社の方へ沈下状況について問い合わせをいたしました内容について、まず御説明をしたいと思います。

空港島の沈下状況でございますが、建設工事中から現在までの総沈下量は約10メートルということでございます。現在の沈下速度は年間40センチ程度、したがって1カ月当たり3センチ程度というような状況でございます。沈下は徐々に終息する状況であると。おおむねこれらの沈下

の状況は予測に合致しており、空港の諸施設の機能的、構造的な問題となるような不等沈下は、生じておらないという回答でございます。今後、残された沈下量は1メートルから1メートル50程度であって、新聞では50年というような報道がされておったようですが、30年から50年後には沈下が終了するものと予測をしておるといったことが、まず空港島の沈下状況についての回答でございました。

それから、2点目には建物等の不等沈下が生じておりますが、埋め立て工程の時間的ずれとか、建物の荷重条件の差等によって生じるということが原因ということで分析をされておりまして、対策といたしまして、各建物の施工基面の上越し施工や、特にターミナルビルについては鉄鉱石を敷石する等、荷重差をできるだけ少なくするような対策を講じてきたということでございます。

これらの対策を講じてもお生じてくる不等沈下については、ジャッキアップ等によって修正できるよう工夫をしておると。最近、報道のありました——冒頭申し上げました2月19日の新聞報道を指しておりますが、ジャッキアップ工事等により修正し、空港施設の運用管理に支障を来していませんという回答を得ておりますので、この回答を検証するべきがございませんから、一応会社側の回答として受けとめております。

それから、2点目に環境上の問題で、航空機騒音の問題の現状はどうかということでございますが、航空機の騒音の測定結果につきましては、7年の10月30日、昨年10月30日に環境保健部環境局、交通公害課の方から測定結果の速報ということで報道されておりまして、一応調査地点としましては貝塚市の二色南町、それから岬町の多奈川、小島というのが調査地点でございますけれども、いずれもその2地点ともいわゆるWECPNL——うるささ指数といいますか、70以下であったと。2地点とも満足しておると。なお、泉州地域9市4町では、9月の19日に航空機騒音の測定を実施しておりまして、その結果では、泉南市は南大阪湾岸流域南部処理場付近ということで56という数値が出ておりまして、70以下であるということでございます。航空機騒音等で9市4町の中で最もWECPNLの高かったところは、貝塚市の60という数字がございます。当然、40以下の市町村もございました。

航空機騒音につきましては、昨日休憩のときにちょうど席に戻っており

ますと、ちょうど泉南市役所の上を飛行機が飛んでおりまして、YS11だったと思いますが、胴体が見えるような状態で、この飛行機につきましては、航空保安施設の確認のためにこの11日から1週間、確認飛行ということで16日の土曜日までYS11を飛ばしております。その前には3月の4日から8日の間に航空保安施設の飛行検査ということで、毎時期、一定のときにそういった飛行機が飛んでおるということがございます。うるさい音が出ている原因がこれであるということで御説明をしたつもりではございませんが、そういう検査飛行の飛行機も飛んでおるということをひとつ御承知おきをいただきたいと思います。

それから、騒音につきましては、連絡あるいは通報システムが一応整備をされておりますので、そういった苦情等がありましたら、所管の部局の方へ至急御連絡をいただきまして、会社の方へ連絡するということが対応を図ってまいりたいと考えております。

それから、3点目の経済性の問題でございますが、この点につきましては、関西国際空港が世界のハブ空港として、アジア諸国の新空港にもひけをとらないような完全な空港として整備されることが、臨空都市としての本市にとっても地域の活性化に結びつくものであり、まちづくりの上でも重要な課題であると考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 小山議員の質問のうち、川、排水路対策について私の方から御答弁申し上げます。

泉南市域を流れる河川には、大阪府の管理する二級河川、樫井川、男里川と泉南市の管理する柳谷川、宮川の準用河川、また13の普通河川がございますが、市街地内を流れる普通河川につきましては、ほとんどが改修済みとなっております、議員御指摘のとおりごみの不法投棄等がたくさんあるわけございまして、河川環境が大変悪化していることは否めないと思っております。毎年河川清掃のために鋭意清掃を行っているところでございますが、なかなか追いつかないというのが現状でございます。今後は広く市民の方に河川環境の現状と問題点、また河川のあるべき姿につきまして認識を深めていただけるようなPR等の方法を検討していくことと

あわせ、引き続き河川のしゅんせつ、清掃等を行い、環境の改善に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

また、金熊寺川の部分的な改修でございますが、昨年7月4日の豪雨によりまして、金熊寺川では17カ所の被災を受けておりまして、これにつきましても災害復旧事業ということで、現在もう完成いたしてございまして、そういう観点から部分的な改修もやむを得ないのではなかろうかと、このように考えております。

なお、金熊寺川の改修につきましては、今年度より大阪府の河川課、岸和田の土木事務所、本市の3者で全面的な改修計画についての協議に入っておりますので、一日も早い改修計画の策定ができますよう、大阪府とも十分協議しながら、実現に向け努力してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） 市営葬儀の取り組みについてお答えします。

市営葬儀については、前回の定例議会において阪南各市の状況と進捗状況について報告しておりますが、以後葬儀の内容、業務分担、人員の配置状況、予算関係資料等について照会をいたしました。各市の市営葬儀の案内書では、昭和25年から昭和33年当時に各自治会等が行っていた新生活運動の一環として、荘厳で低廉な葬儀を行うことを目的として発足し、自治会を初めとした関係各団体等の協力により、市民各位の理解を得ながらスタートした経緯がございます。

今回のこの資料をもとに、今後の市営葬儀についての取り組み実態を把握し、市民ニーズにこたえるべく、市民生活の改善の一環として荘厳で低廉な葬儀が行われるよう、さらに各市の状況について研究、検討を重ね、また他市での斎場での葬儀の状況もあわせ、あらゆる角度から十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

続きまして、ごみの減量化対策についてお答えします。

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要があります。そのためには、社会の構成

するすべての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要となっています。とりわけ本市におきましては、あらゆる減量化や資源化への施策を実行した中で、近年のごみ量は、人口増加にもかかわらず1人当たりのごみ排出量は横ばいか減少傾向にあります。よって、焼却場での負荷価値も軽減されているものであります。

また、今回一般廃棄物処理基本計画作成に当たり、市民に対してのごみアンケート調査を実施したところであり、その中で有料化についての設問項目を設けた結果、「有料化した方がよい」が8.1%、「負担額によっては有料化してもよい」が20.8%、「今のままでよい」が57.6%、無回答が13.5%という結果でありますので、とり急いでのごみ有料化は、現在のところ検討は行っておりません。

現在のごみ排出量を今後も増加させないためには、今行っている施策を継続する中で、まだまだ不十分な施策も重点的に行い、ごみの減量化や資源化に対する公害のない施策の高揚に努め、循環型社会構築を目指していきたく存じますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長（大田 宏君） 福祉センターの運営の中身について御答弁申し上げます。

総合福祉センターの運営につきましては、平成9年のオープンに向けて、その運営方法、設備、事業内容等について現在検討いたしておりますが、特に施設面におきましては、高齢者、障害者等利用者の立場に立って、使いやすい施設、設備、器具類を導入するために、各地に建設されております他の総合福祉センター等の設備機器、その利用状況を調査した上で、導入する設備機器の決定を図ってまいりたいと考えております。特に、オープン当初は基本的に必要最小限の設備を導入し、利用者の状況、要望を勘案し、順次導入していくことで利用者に対応した設備の充実が図れるのではないかと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、利用者の声を取り入れた代表的な例ということでございますが、各種団体から御要望等はいただいておりますので、ハード面について若干報告させていただきます。

会議室、相談室、勉強室などの部屋にはビデオ等の設備が欲しいという

ような要望がございました。これについては、そのように進めておるところでございます。

また、聾啞部会等からは、手話サークル等が活動しやすい部屋が欲しいということで、専用の部屋という要望もあったわけですが、専用の部屋というのはちょっと難しいという中で、会議室とかそういうような部屋を使ってもらえると、このように考えておるところでございます。

そしてまた、喫茶コーナーの運営について、障害者が働ける場にしてほしいというような要望もございました。これにつきましては、我々もそのような方向で検討いたしておるところでございます。

また、機能回復訓練室には床暖房を入れてほしいと、このような要望もございました。これにつきましても、そのように我々として考えておるところでございます。

また、各部屋にフラッシュベルをつけてほしい。それにまた、磁気ループを設置してほしいというような要望もございます。これらについてもできる限りそのように進めたいと、このように考えておるところでございます。

また、部屋にファックスを設置してほしいというような要望もございました。これにつきましても、そのように現在進めておるところでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 一通りの答弁をいただきました。市長の基本的な政治姿勢の問題で御答弁をいただいたんですが、自衛隊は必要だというような市長の従来考え方が示されたんですが、やはり憲法に9条があって、あれは普通に読めば、ああいう武力を持った存在は、日本に置かずにやるということだと私は思うんですが、今の自衛隊は金額的にも大変大きくなっておりますし、今世界にもどんどん出かけて行っておるわけで、市長は全世界が非武装になればそれはいいでしょうけど。だけど、そうなるためにはだれかが模範を示さないといけないわけですから、そういう点では私は沖縄の例を出したように、沖縄は武力を持たずに、そのかわり何を持ったかというたら、文化を持ったんですね。山内村長も言っておられたように、京都はなぜ爆弾が落ちなかったかというのは、文化があったからだ。

だから、我々は文化をどんどん、どんどん高めていけば、人が攻めてくるということはないんだと。これは、僕は沖縄というのは亜熱帯文化で、日本とはまたちょっと違うなという感じを持ったし、随分学ばされたわけなんです。那覇の市長が言っておられたように、強い国というのはやっぱり滅びるといふんですね。それは長い歴史の中でいろいろあれば、強い国をつくったところはやっぱり滅びていっとると思いますよ。

そういう点では、我々は日本に住んでおると、何か武力を持たんと不安に思いますけども、やはり1つ違う地域に行けば、武力を持たずに立派に運営をしている社会も国もあるということをもう少し学んで、地方の場から沖縄ではそういうことも既に主張しとるわけですから、泉南市においても単に国の問題というのではなしに、地方の問題として憲法をどう考えるかというようなことで、もっと主体的な判断があってしかるべきじゃないかなと思うので、もう一度お答えをいただきたいと思いますね。

それから、市長から環境問題で——土取りの問題は、私は矛盾するという指摘をさしていただいたんですが、泉南市は海に面したところはわずか4キロほどしかないんですね。一方には国定公園をつくって、道を挟めばそこは土取りをして跡地利用の問題だと。それだったら今までの開発型と変わらないんじゃないですか。何が違うんですか。私はやっぱり今までの開発も、そういう美名のもとにこれだけの地球環境を危機に陥れる状態に進んできたと思うんですよ。

だから、本来は市長が緑、水を守ると言ったら、青くなる人がおってしかるべきなんです。何もそれを思わずに、空港を進めるわ、山は取れというんでは、私は言葉が泣くと思うんですよ。もう少し市長は自然ということがどういうメカニズムを持ち、どんな微妙な、デリケートなものかということを、市長は技術屋さんですから、その点はもう少し実態に合わせた判断を僕はしてほしいなと思うので、もう一度答えてもらいたいと思います。

それから、市営住宅の問題は、私はどういうふうにとらえとるかといえ、やはり市民の立場に立った市政を行うのか。今まで残念ながら行政のスタイルは、府・国にやはり気を使いながら市政運営を進めてきたと、私は思うんですよ、私は。今回の判断が、これはマスタープランを、払い下げをしますという行政のある時期の主張がきちっと明確に公の場でも言っ

ておる問題に対して、それを知らずに建てかえ計画を立てたと。それはもう明確ですね。それは否定はできないと思うんですが、そうして立てたマスタープラン、資料によると1,030万円の事業費で、半分は国の補助をもらっておりますね。

このことをあくまでも通そうとして、そして建てかえ計画を私は立てたのではないかなという、そういう思いをするんですが、今一番、大変問題というんか、話題になっている厚生省の問題ですね。これは菅大臣がこういうことを言っておるんですが、「水俣病の議論でも感じたことだが、行政は一たん方向を決めると、なかなかそれを変えられない体質を持っている。その性格が悪い形で出ると不幸な結果を生むのが過去の例だ」ということで、厚生省のあり方、いわゆる国のあり方を述懐されておられるんですが、市長、これね、いいときには一たん市民に対して払い下げしますという方向を決めたんですよ。今度はマスタープラン、わずか500万もらって立てた計画が、国・府レベルではそういう市が明確に払い下げをしますという約束をしておったということを、出てきておる文書の中では明確に国なり府に言ってませんね、市長。

そして判断を仰いどるんですが、私は市が犯したミスをあくまでも私はミスでないということを形の上でするために、弱い市民を切り捨てたというように、私は市長の判断をそう思うのですが、市長、先ほどから私、3つの点で御質問をいたしました、何もそのことに具体的に触れておりませんね。ニーズにこたえるんだと。そのことできちっとこのことは答弁をしていただきたい。やはり市長は何ぼ権限があっても、合理的な、当然人間として、社会として守るような筋は通さなかったら、これはむちゃくちゃになりますよ、これ。そういう点で、その辺をちょっと御答弁をいただきたい。

一遍に余りたくさん言ってもあれなんで、今言った部分について市長に要領よく御答弁をいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、自衛隊の問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、非武装中立というのは、以前どこかの政党が言われていたこともあったわけでございますが、それは1つの理想論だというふうに思います。現実やはり地球上、さまざまな国があり、さまざまな民

族が生活をしてあって、そしていろんなところで紛争なり武力的な衝突というのが起こっているわけでございます。先ほども例として挙げましたけれども、数年前にはイラクが一方的にクウェート、油田その他を目的とした一方的な軍事侵攻を行ったというようなこともございましたし、そういうことがやはり現実としては起こっているわけでございます。

その中で、やはり自分の国の安全あるいは国土を守ることについては、やはり自分の国がみずからその任に当たらなければいけないというふうに、当然私は思っております。もちろん、外に向かって武力を行使するとか、そういうことはもうとんでもないことではございますが、専守防衛という立場から必要だというふうに考えているところでございます。

それから、土砂採取の問題でございますが、確かに山が非常に多いという中で、基本的にはそれを保全といいますか、保護をしていくという観点もでございます。ただ、保全だけではなくて、やはりその豊かな自然というものを市民に還元していく必要もあると。要するに利活用の問題です。それは全く破壊してそういうことをするというのではなくて、環境に配慮しつつ、利活用を図っていくという中では、一定のそういう一般的に言われる開発行為的に属する部分も、許される範囲があるのではないかとこのように考えているところでございまして、その中で一方は国定公園で保全をします。一方では、これは限定された部分になろうかというふうに思いますが、一部土取りをしていただいて、跡地については市民、府民が憩えるようなものに変えていくということも、ある一定市民の理解が得られるのではないかとこのように考えているところでございます。

それから、市営住宅の問題でございますけれども、先ほども御答弁申し上げましたように、確かに以前はそういう経過もございました。市民の要望ということでございますが、市民というのは、やはり6万市民ということを入念に入れる必要があるというふうに考えております。当然、その中の入居者の方々の過去からの経緯とか、それらを願う気持ちということはわかるわけではございますけれども、しかしながら当時と条件的に非常に違っている現状からして、最終的にやはり建てかえをして、そして市営住宅を供給していくという方を選ばしていただいたわけではございます。

ただ、そのフォローとして十分対応していく必要があるというのは申し上げておきまして、これらについては、今後入居者の方々の忌憚のない御

意見を聞く中で、行政としてやれるべき点はやってまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 防衛の問題とか環境の問題は、理念にかかわる問題でもありますし、答弁としては大変不満でありますけれども——そら紛争があるのは、武力があって紛争があるわけですからね、武力のない国へ攻め入るとるといようなことはないわけですから、武力がやっぱり武力紛争を生むわけですから、そういうものをしないために文化を高めて、人が来たらほんとに優しい心で迎えると、これが外交の基本じゃないですか。背景に武力を持ってやるというのは、攻めていなくても人に脅威を与えますよということを僕はさきに言ったわけですからね、そこらはもう少し考えていただきたいなという強い願いを持ちます。

環境についても、今までの開発のときに掲げられた理由とどこが違うのかな。私は全然違うように思わないので、その辺も少しほんとに山は山に聞いていただきたいと思うんですね、国の言うことを聞かずに。

それから、市営住宅の問題で、私、具体的に申し上げたんですが、市長、市民から要望があるということをおっしゃっていますが、要望だけじゃなしに、市が払い下げを約束したんですよ、行政行為として。ただ要望があって、6万市民があるから、その人だけが市民じゃないとあんた言われるけども、一たん行政は払い下げをしますということを公式にちゃんと約束しとるんですよ。そのことは少なくとも大阪府に判断を仰ぐというんか、判断をしてもらうためには、きちっと書かないといけないでしょう。あなたがこの議会の中でも、払い下げという問題があることを知らずにマスタープランを立てたという問題を言われたわけですから、そうすると、あなたが国の立場になったらわかるように、国がそういう申請が上がって補助金を立てたと。そこに重大な瑕疵があれば、それは行政のミスでしょう。行政に対して怒るでしょう、国は。怒られたら困るでしょう。それを怒られないようにするために住民を切ったんじゃないですか、この処置というのは。

だから、この問題は、僕は単に入居者だけの問題じゃなしに、市長が市民に対してどう立ち向かうのかということをお問われとる問題だと思っただけから、私はこれを言っただけですよ。そういう点で、市長、きちっと説明してくださいよ、なぜそういう判断をしたのか。そして、知らずに行政行為

を行ったことは、どういう問題を持ってるのか。そこをちゃんと検証しなかったら、判断をした、ニーズがある、ニーズがあるでは、私は納得できないですよ、これ。そこをもう少し丁寧に説明をしてください。説明するべきですよ、それはちゃんと、この判断に対しては。どうですか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ちょっと誤解があったらいいませんが、私は、過去の経緯を知らなかってマスターをつくったということは言っておりません。過去の経緯というのは、あらかじめ存じ上げておりました。過去からの議会の御質問も、以前にもありましたしね、知っておりました。

しかしながら、泉南市として市営住宅を建てかえて、そして戸数をふやし、また市民に提供していこうという前市長の判断の中で、マスタープランを策定していったわけでございます。私は、前市長からこの市政を引き継いだ経緯がございます。そういう中で、私としても改めて去年の2月に入居者の方々からいろんな過去の経緯もお聞かせいただき、また我々の残ってる書類も全部調べ上げて、一定の整理をさせていただいたわけでございまして、大変つらい判断をしたわけでございますけれども、その中でもやはり今日、市営住宅については建てかえをして、そして供給をしていくという方を選ばさせていただいたわけでございますので、その点は十分御理解を賜りたいというふうに存じております。

なお、何回も申し上げますが、その際、じゃ入居者の方々への対応をどうするのかという問題が当然起こってまいりますので、それは4月から各区を回らしていただいた中でいろいろ御意見も拝聴し、そしてできるだけことは考えてまいりたいと、こういう姿勢でおりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 知っていたというんでしょう、市長はね。しかし、部長は知らなかったというんでしょう。この払い下げという問題があることを知らなかったと。あなたも住民無視やないかというこれまでの議論の中で、無視じゃないと。まずプランをつくって説明しようとしたやさきに、住民から要望があったという答弁をしてらっしゃるんですよ。だから、少なくとも住民も言ってるんですよ。ちゃんと説明をしてくれて、その上で道筋を立てて1つの方向を出していくんだったらいいけども、払い下げし

ますよと言って約束してもらったのに、突然建てかえ計画が我々の目の前に出てきたと、入居者の前にね。それは怒るでしょう。そのことを言っとるんですよ。

これは一遍説明するというのは、そういう行政行為をする前に、基本的にはニーズもあって6万市民もあるから、建てかえを市としてはしたいんだと。過去に約束してきたということはあるので、その辺はどうか御了解願いたいというのが、少なくともそういう行為は順番として行うべきでしょう。そういうことを言ったら、あなたは、いや何にもないんだ、言わないからマスタープランをつくりましたんやと。マスタープランは国の建てかえ戦略でしょう。補助金もらったら、国は建てかえをするという市の決定がまずあったんだという理解のもとに補助金をつけたんじゃないですか。そこを言っとるんですから、市長は頭がいいんだから、私が言わんとすることはわかるわけやから、そんな後に、いや4月から回らしてもらおうとか、ごまかさずに、まず入り口のところでちゃんと整理してくださいよ。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回のマスターに至る前に、前市長のときに一度お会いをしてるわけですね、入居者の代表——当時は代表じゃなかったんですが、何人かの方がお越しになられて、そのときに当然払い下げの要望も出ておりますが、当時としては払い下げというのは非常に難しいという回答をしておるわけですね。それが1つございます。

それから数年間あいておったというのも事実でございますが、建てかえという問題につきましては、公営住宅については今後積極的に建てかえて、そういう入居希望の方々に提供していくという国の方針、建てかえ戦略10カ年計画というのが打ち出されまして、泉南市としてもその調査を受けて調査をしたということでございます。

ただ、建てかえするにしましても、住民の皆様方に御説明をしてやるというのが当然のことでございますが、要するに私ども住宅に限らず、公園にしても何にしてもいろんな計画をいたしますけれども、それはやはりそのアウトラインを1つの問題を持った中で御説明をして、そして理解を得ていくということをやっているわけございまして、何にもなしにどうしましようということにはならないというふうに考えておりますから、さっき言われましたように、マスターをつくって、そして説明をすると、そう

いう手はずを整えていたところでございますけれども、その中で住民の方々から先にそういう御指摘があったということは事実でございますので、決して隠密裏につくったとか、そういうことではございません。当然議会の御議決もいただいた中でやってるわけでございますし、オープンな形でやったものでございますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） この払い下げできなかつた理由については、明確な資料がないんですね、なぜ3団地が払い下げできなかつたのかというのがね。これは岡田地域が2つですね。樽井地域が1つですね。地域、地域のいろんな特徴があつて雰囲気もありますから、地元の人のお話では、同じ岡田地域で1つは払い下げて、1つは払い下げができないというのではちょっと困るから、払い下げるのであれば同時にやってほしいと。1つ払い下げできなかつたのは、これは物理的に二重地番と言って、いまだに払い下げるようにしてもできないわけですね。建設省が許可出すいうたつて、払い下げる条件が整つてないわけですから、二重地番とかいろんなことでね。それは明確に、たとえそれを払い下げるということをしようとしたつてできないわけですから、そういう団地が1つあつて、そうでない、すぐ払い下げられるものもあつたときに、2つ一緒に払い下げずに今日まで来とるわけですね。

それから、樽井地域の方は、これもやはり係争中のことで、これは文章が出ておりますけれども、係争中で払い下げができないと。そのために裁判を起こして、払い下げのための手続をしとるというようにちゃんとあるわけですよ。これも明確に市長も、今までの市長が払い下げを前提に進んできたということを認めとるわけですから、この辺は余り争いのあるところではないんですけどね。

だから住民からすれば、やはり市の都合で払い下げられなかつた問題をずっと待たされて、それで時代が変わつたから、ニーズが変わつたからもうできませんよと。これは、僕はだれでも納得できないと思いますよ。市民というのは一人一人生きとるわけですから、市とちゃんと契約したことを、時代が変わつたから6万市民のことを考えなあかんのだから、おたくの方は約束したけど破りますわと。こんなことを言つたら、市民は生きて

おられませんよ、市民は一人一人生きとるわけですから。

そういう問題で、市長、やっぱり市の方に一方的に払い下げができなかった理由があるという住民の主張ですね、そのことについて市長はどのようにそれをお考えですか。そういうようなことを前提にしても、なお建てかえをするという判断をできるのかどうかですよ。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 昭和48年に譲渡申請が13団地でなされておりますけれども、これは議事録の抜粋でございますから、相当以前でございますのであれなんですけども、その中で3団地については建設省の認可が取れなかったという議事録が残っております。それは一方の資料では、払い下げ可能団地と払い下げ不能団地、建てかえ可能団地ということで氏の松、高岸、砂原、70戸が残ったと、記録的にはそういうことになっております。

住民の方がおっしゃっておられた、氏の松が残ったということについて、高岸が追随して残ったというお話をお聞きしたんですけれども——二重地番の関係でですね。それは私ども調べた限りではそうではなくて、氏の松も高岸も敷地面積等立地条件からして建てかえが可能ということで、認可が取れなかったという記録が残っております。

樽井については、御指摘のように砂原が残っておりますけども、その他の樽井地域——居場住宅とか中之池とかというのは払い下げされておりますから、そういう経過だということがわかったということでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 議会で13団地は払い下げしますという予算を上げとるんですよ、市は、公式に。その予算は、議会も認めとるわけですよ。予算を上げるときに、全然建設省とヒアリングせずに勝手に払い下げますわと。これは公営住宅ですから、大臣の承認を得ないかんという内容ですね。それを建設大臣のヒアリングも何もせずに議会に出すということはあり得ないでしょう、これは。だから、払い下げできなかった理由が国にあったのか市にあったのかが問題なんですよ。それはできなかったんですよ。二重地番だったら、やりようにも申請条件がないわけやからできないじゃないですか、ある意味で。

だから、できないというのが市の都合でできなかった。2つの団地はで

きなかったんは明確なんですからね。1つ何でできなかったのかが疑問だと、市長はこの間の答弁でも言っておられたからね。それは岡田という地域で、1つを下げて1つを下げないのは、岡田の地域の雰囲気からいったらまずいよという声があったと。これは僕は納得できますよ、ある意味で。あなたは同じものが樽井にあるのに、樽井ができたのに何で岡田はできなかったのかということに首をかしげておられたから、それはやっぱり住民がそういう証言をされておることは、それはそうだろうなと僕は思うんですよ。

だから、これは明確に予算を上げた点からいっても、行政はちゃんとした手続をとって払い下げると一定の決断をして進めてきたと。結果的に3団地は払い下げられなかったというんだけど、その理由は、市が公営住宅を買うときに土地の買い方がおかしかったから、ちゃんとなってなかったでしょう。だから、払い下げにしたいくてもできなかったわけじゃないですか。ちゃんと全部書いてあるでしょう。市のミスで地番が整理できなかったんです。

そういうことを考えたら、市長、何ぼニーズだ、ニーズだと言ったって、入居者に非のないものを、入居者に一方的に不利益を押しつけるような判断は、市長としてとるべきでないし、そんなことをとることは許されないですよ、そら。当然でしょう、市長。

マスタープランを一遍こういう——国かてわかるでしょう、今の国はいろいろな制度があるわけですからね、こういうわけでうちのミスで——厚生省と同じことですわ。うちのミスで十分に入居者とのコンセンサスがなのまま国の政策に乗りましたんで、一遍これは白紙にしてくださいと。そして、入居者とも一緒に話し合って、それから市の方針を決めますと言ったって遅くないじゃないですか。これ、何ぼ今急いだって、あなたが言うように入居者の了解がなかったらできない事業ですから、そしたらやっぱりこういう計画を立てながら実行できなかったら、ほかの事業にも差し支えあるじゃないですか。

だから、もう少し実行性のあることを予算化し、審議していかないと、あなたはメンツだけにこだわってるような今の立場としか私は考えられないんですがね。じゃ、あなたはどれだけこれが実行性あるんですか、あなたの判断が。当然、判断には実行性を僕は加味すると思いますが、実行性

についてどんな責任とるんですか、これ。いつまでやるんですか、これ。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 昭和48年に当初予算でその払い下げの予算が組まれてるわけなんです、それは13団地払い下げができるであろうという想定のもとに組まれておるような経過がございます。結果として、49年の3月議会におきまして、その3団地分の減額補正をしているわけでございます。なぜかという答弁に対して、認可が取れなかった——3団地についてはですね。それは私が言っておるんじゃなくて、事実として、記録として残ってるわけですからね。それはそれでやっぱり受けとめていただかないと困るわけでございます。

今、小山議員がおっしゃってる氏の松と高岸は、連れもって残ってという言い方をされてるんですが、それはお聞きをされた話だと思うんですね。間接的な話だというふうに思います。それは私もわかりません。それを別に否定はしないんですけれども、ただ事実をずうっと突き詰めていくと、いろいろ残っている書類から見ますと、この議会答弁と符合するわけなんです。符合するわけです、その3団地が残っておると。しかも、不能団地という整理が一定されてるということは、つじつまとして合っていくわけなんです。

さらに、さっきなぜ樽井が出たかということ、当時同じ岡田地区として、一方が払い下げて一方がまずいという理論でいくなれば、樽井も同じような理屈があってしかるべきだと。しかし、中之池にしましても居場にしましても既に払い下げがされてるということからすると、それもなかなか説得力が難しいんじゃないかと、こういうふうに私は思っているわけですね。

ですから、それを全く否定しているわけではございませんが、事実を積み上げていきますと、結果的にそういう議会答弁と符合する部分があるということから、その点はひとつ事実として申し上げておきたいと。

それから、建てかえの実行性につきましては、4月から一応回らしていただこうと。3団地ありますから、すべてヨーイドンでかかるわけにまいりません。一応可能なところから入っていくという考えをしております、マスタープランでは一応はその順位づけもいたしておりますけれども、これは一通り回った中でその優先順位は考えていきたいと。その際、それら

のアフターケアについては、何らかの形で十分対応できるような方法を考えていく必要があるというふうに思っているところでございます。

それはやるということでございますが、強制的にやるとか、そういうことじゃなくて、やはりお互いの話し合いの中で建てかえをさせていただくと、こういう姿勢でおるところでございますので、いつまでということは、これからの問題でございますので、誠心誠意努力をしてまいりたいと考えております。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8 番（小山広明君） 世論というんか、みんなの声があるわけですから、入居者も納得できるようなものがあれば、僕は納得すると思いますけども、やはり何回も市長という公の人が払い下げをしますということを確認してきて、国とけんかしてまでやるよと言ってきて、その市長も、その市長のときにしたことじゃないんですね。前の市長が約束したことについて、私は守りますということを明言して、これがやっぱり行政の最低限の市民に対する姿勢じゃないですか。（「約束してない」と呼ぶ者あり）

約束してないという声が後ろからあるから、議事録を読んでもいいんですけどもね、約束しとるんですよ、ちゃんとね。議員であればずっと調べていかないかんですけども、市長、やっぱりマスタープランを立てるときに、ちゃんとそういう重大な——財産というのは、これは基本的人権としてなぜ財産が重要視されるかといったら、生きるということは、家があるということは重要なんですよ、これ。

だから、私有財産というのがすごく強力な形で保護されとるわけですから、その問題に、これだけ軽率に私は事を進めてはいかんと思うんですよ、これ。何であなたは、無視するつもりはないと。アウトラインだけでもアバウトなものをやらないと説明にならないと、そういうものと全然違うでしょう、マスタープランの性格は。あなたがそこまで本当に知っておって、行政的にやろうとするならば——あなたが長のときでないからそこまでは言えないんですけども、少なくとも全然内容が変わるわけですから、払い下げと建てかえは。基本的には建てかえをしたいので、国の補助もあるのでやりたいということは、明確に議会に報告したということが先ほどありましたけども、こういう権利の問題は、議会に出すまでに権利者とまず話をしないと何でも出せないでしょう、そんなもん。当たり前のことじゃな

いですか。議会が個人の権利を否定するようなことはできないでしょう、そんなもん。

そういうことで、市長、これね、市長が勇気ある市長になってほしいと思うんですが、やっぱり行政のミスをおぼえて、一たんマスタープランを引っ込めるということになっても、何の損傷もないと思いますよ。あなたが目指す方向を進めるためにも、僕は急がば回れではないけども、早いと思いますが、これを撤回するというようなことは判断できませんか。撤回するとしたら、何がネックになるんですか。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 建てかえするという事になったから、いろいろおっしゃるということかも知れませんが、もともと昨年2月にさかのぼりますと、検討していくという中身は、1つは払い下げ、1つは建てかえと。両方でやっていきましょうということ。それから、結論的には——その方向性の結論については一応昨年中に出すと。それはイエスであってもノーであっても出すと。こういう相互の約束のもとに、この話し合いがスタートをしているわけでございます。

たまたま結果としてノーということになったわけでございますが、しかしながら一方では、じゃ建てかえの場合にどうするんだという問題がまだ整理されておらないわけでありまして、これはやはり入居者の方々も聞いていただいて、そしていろんな御意見があるならばおっしゃっていただいて、そして議論をする必要があるということをお前から申し上げておるわけでございますから、この前の抗議文を持ってこられたときにそのあたりも話をさしていただき、当面4月から一応各戸を回らしていただくということも言わしていただきましたし、そのことについては御理解をいただいたというふうに思います。

ただ、その結果として、また次どうするかという問題があるわけでございますから、それは今後とも十分話し合いの中で円滑に建てかえなりの方向で進めるように努力をしていきたいというふうに考えておりますから、忌憚のない御意見をちょうだいしたいと、このように考えております。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） じゃ、同じ方向で言うのもあれですが、大阪府に行政が払い下げを約束したということをおなぜ書かなかったんですか、大阪府の

照会文書には。あなた口頭では言ったと言いましたね。単に要望がありますとしかないでしょう、この文書は。しかし、行政としては明確に——議事録がないというから読みますけども、これは49年の議事録の写しですわね、稲留さん時代ですから。明確に、住宅問題でございしますが、払い下げはいたしますと。これは49年の12月12日に、残っておる問題について大谷議員が質問しとることについて答えとるんですよ。いろんな議員がこれを言ってますわ。だから、議事録にはきちっと払い下げをします——市長もここで過去、市長は払い下げを約束した経緯もあってから、これはもう動かしがたい事実ですから、議員の中にはそんなもん言うてないやろという声もあるので、ここは明確に事実確認としてはしときたいと思うんですね、市長もそれは認めとるわけですから。市長が認めとるのは、この9月議会でちゃんとこれは認めておるでしょう。それはちゃんと事実確認として言うときますわ、これ。

住んでいる人にはまず話がありますので、今の市長さんは知っていたはずです——これはあれですから、市長の答弁では、向井市長がある議員に答えて言っておられるんですが、稲留時代までは要するに払い下げが可能な時期であったかというふうに考えております。50年に通達が出た以降、その払い下げは非常に難しい状況になってきたということが1つあります、ということで、稲留市政時代は払い下げが可能だということで進めておったということは、理解していらっしゃるんですわね。だから、そういう点に立てばこれは論争はないんですが、市長、今言ったように、大阪府に対しての照会文書に私はそれを書くべきじゃないかと思うんですが、何で書かなかったんですか、これは。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） それは、要するに歴代市長がおられるわけでございますけれども、私からすれば、直近いわゆる前市長ですね、前市長はその払い下げの約束をしておられないわけでございます。前々市長は、そういうふうにされたというふうに聞いておりますけれども、そういう中でございましたから、私といたしましてはそこまでは書き得なかった部分がございます。ただ、その中で入居者の方々からこういう払い下げの要望がかねてより出されてるということは、記さしていただいたところでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8 番（小山広明君） 前市長の場合にも、この問題について話し合いましたということで1回だけ会合が持たれたということなんですね。話し合いましたのですわ。明確にもう払い下げをやめたというんじゃなしに、そういう過去の経過もあれば、それは一概に切れないですからね、そういうことで話し合いをしていきたいと思いますということで会合が1回持たれて、その後は持たれなかったと。そのことを受けて、市長は行政にも責任があるけども、住民の方も何で催促しなかったんですかなとか、そんな発言をしていますよ、市長ね。

こういうことを言うてるんですよ。市長が答えとるんですよ。しかし、住民側も催促をしなかったということもあるということで、それはお互いにある意味で反省すべき点だというお話があったわけなんですけど、こう言うてるんですね。お互いに反省すべきことがあったと。住民も早くやってくれと言うてきえへんかったから、市もそういうことを知らずにマスタープランを立てたことは反省すべきだと言っとるんですから、素直に間違いは間違いとして認めて、撤回をするというのが議論じゃないですか。そういうことも何ぼ議論しても、あなた、間違いを認めながら撤回しないというのは、議論の意味がないですよ、これ、ほんとに議長。

この議会でそういうことを発言をしてきて、ちゃんと約束したことはまじめに処理していかないと、こういう約束をきちっとしとりながらもマスタープランを勝手につくって、それは無視するつもりはなかったんだと。マスタープランをつくって説明しようと思ってたんだと。こんな議論が成り立ちますか。マスタープランというのは、予算をつけて1,030万からのお金を、補助金をもらってやった行為なんですよ。その前に行政の決定があったわけじゃないですか。その決定については、無視したわけじゃないですか。だから、それはちゃんと謝って——でないと建てかえの計画も進められないということを私は言っとるわけですからね、市長はやっぱり重大な責任がありますよ、決定については実行も含めて。メンツを立てるための判断じゃ困りますよ、これは。ただ、議会が空転するだけじゃないですか。もうちょっと普通の考え方で、私は間違いは間違い——明確に住民側に間違いはないでしょう、ミスは。このことは認めるでしょう。市の進め方に手続上まずかったことがあるわけですから、それはちゃんと戻してくださいよ。

これは、やっぱり議会全体の問題だと思うんですよ。こんなことがずっと突っ張られとったら、我々が議論する意味を失うわけですからね。ここでどんな約束してもらったって、何にもならないじゃないですか。そういう点ではやっぱり勇気を持って、間違いは間違いだと認めてやってくださいよ。どうですか、市長。最後に通告しますわ、もう。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど引用された部分は、その話し合いの中で入居者の方からそういうお話があったと、お互いにね。住民側も催促しなかった。これは前市長のときに1回やってますね。その後、行政側も、それから入居者側も、今後の話し合いの機会の創出について、それぞれ努力が十分でなかった部分があるというお話があったということを披瀝をしたまででございまして、そういう書き方に、言い方になってるかというふうに思います。

それから、払い下げするのが正しくて、建てかえをするのが間違ってるという議論はないというふうに考えております。どちらを選択するかということから、建てかえの方を選択をさせていただいたことから、よろしくお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） すりかえてもらったら——僕は建てかえがいいとか払い下げがいいというのではないので、約束したことは守ることがまず前提でしょうということです。約束しとることを、違うことをするときには、当然その手続が要るでしょうが。そのことを言っとるんですよ。あなたがどんな考え方をするのでもいいけども、あなたが言った、約束したことに對して、そのことをちゃんと処理をせずに勝手に——あなたはしてないと言ったって、市長がやっとるんじゃないですか。それは責任を負うでしょう。もうちょっと。初めからこれを読みますわ、あなた正確にしないから。前市長時代も一度住民の方々とお会いされているわけなんですけど、そのときの市のスタンスとしては、払い下げというのは非常に難しいという言い方をしておりますと。ただ、住民の方からその当時で言いますと前市長ですね、前市長時代に払い下げをするという話があった中で——ここを聞いてください——今後払い下げに向けて努力をしてほしいということがあって、その中で代表の方と市側とで話し合いをしていきたいと思います。

うふうになったと思いますが、それから長い年月といいますか、私ことし2月にお会いするまでそういう接触がなかったということで、これはそのときの住民の方との話し合いの中でも、行政も確かに後フォローしなかったということもあると。そして、先ほど読んだ、住民にも催促しなかった責任もあるし、行政もお互いに反省すべきところがあったと、こう言っとるんですよ。

だから、あなたは言ってないと。そんなん逃げれないでしょう。市長はどんどん変わっていくわけですから、泉南市長として約束したことについては、あなたは責任とらないかんでしょう、ある意味で。それを知らんとほっとくんですか。

じゃ、市長、約束したことを、変わることをやる時には、ちゃんと手続やらなかったら、そら議論にならないですよ。議会との関係もありますよ、それは。ちゃんとさっき言った議会で答弁しとるわけですから。ましてや主権を持った住民じゃないですか。その方たちに約束したことを変えるときには、それなりの手続をして、それから建てかえとか払い下げという問題はいいですよ、そら、納得すれば。そんなことは、やっぱりちゃんと約束したことについては、ちゃんとした手続をとってやらしてもらわないと、ここで何ぼ答弁を聞いても、どんどん変えられとったんじゃ僕は議論は成り立たないと思うので、前進の答弁がない——ありますか。これはよく冷静に考えてください、判断はもうしてしまったんだから。しかし、実行の問題を含めていつでも撤回はできるわけですからね、あなたの権限で。これはぜひやっていただきたい。

議長（島原正嗣君） 以上で小山議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明13日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明13日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さんでした。

午後 4 時 5 2 分 延会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 島 原 正 嗣

大阪府泉南市議会議員 和 気 豊

大阪府泉南市議会議員 林 治